

2023 協同のあゆみ

第75回 通常総代会資料
令和5年6月21日(水)



ひと・夢 いいね。
 **JAひまわり**



J A 理念

存在理念

くらしをみつめる

組合員や地域の人々とのつながりを大切に
生涯を通じた快適な暮らしを支援する。

基本思想

経営理念

組合員の営農と生活に対して 『最大奉仕』を目指す

事業展開の過程およびその結果において
経済的・文化的・精神的豊かさを創造する。

行動理念

協同の原点に立ち返り 農業とそこに住む人々のかけ橋になる

役職員一人ひとりが“誰のために何のために”
事業活動を行っているかを考え、自己の役割に
責任を持ち、積極的に業務遂行する。

基本
コンセプト

第75回

ひまわり農業協同組合通常総代会

と き：令和5年6月21日（水）

ところ：豊川市文化会館

次 第

1. 開会の辞
2. 組合長あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 議長選任
5. 書記指名
6. 議 事
7. 閉会の辞

総 代 定 数	619名
現 在 総 代 数	名
本 人 出 席	名
書 面 出 席	名
委 任 状 出 席	名
合 計	名

第75回通常総代会上程議案

(議決権行使のための総会参考書類)

報告事項 1

令和4年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について (P.20~24、P.26~28) 別紙のとおり報告します。

なお、注記表及び附属明細書については、法令及び定款第38条第5項に基づき、当組合ホームページ (https://ja-himawari.com/rinen/deta_history/vol75_soudaikai/) に掲載しており、本総会参考書類及び決算関係書類には掲載していません。

決議事項

第1号議案 令和4年度の事業報告及び剰余金処分案について (P.4~19、P25)
令和4年度の事業報告及び剰余金処分案を確定させるために、別紙のとおり承認を求めます。

第2号議案 定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について (P.30~32)
別紙のとおり承認を求めます。

第3号議案 農地利用調整に関する事業規程の一部変更について (P.33~38)
別紙のとおり承認を求めます。

第4号議案 地域営農ビジョン(2023~2026年度)の設定について (P.39~47)
別紙のとおり承認を求めます。

第5号議案 令和5年度事業計画の設定について (P.48~67)
令和5年度事業計画を設定するために、別紙のとおり承認を求めます。

第6号議案 役員を選任について (P.68~73)
本総代会の終結をもって現役員全員が任期満了となることに伴い、理事25名、監事8名を別紙のとおり選任します。
なお、監事の議案については、監事の過半数の同意を得ています。

第7号議案 令和5年度における理事及び監事の報酬額について
次のとおり承認を求めます。
①昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和5年度における理事の報酬については総額7,000万円以内とし、各理事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において理事会に一任します。
なお、理事は25名です。

②昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和5年度における監事の報酬については総額2,000万円以内とし、各監事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において監事の協議に一任します。
なお、監事は8名（うち員外監事は1名）です。

第8号議案 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について (P.74~75)

別紙に記載する役員18名は本総代会の終結をもって退任します。それぞれの在任中の労に報いるため、役員退職慰労金を支給することについて、次のとおり承認を求めます。

退任役員各氏の略歴は別紙のとおりです。

①理事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、理事在任期間に応じて総額1,923万円の退職慰労金を支給することとします。なお、具体的金額、支給時期及び方法等については、理事会に一任します。

②監事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、監事在任期間に応じて総額519万円の退職慰労金を支給することとします。なお、具体的金額、支給時期及び方法等については、監事の協議に一任します。

また、役員退職慰労金規程を、総代会の終結までの間、本店に備え置きしています。

第9号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

次の権限をこの組合に委任することについて承認を求めます。

①令和4年産及び令和5年産米麦並びに大豆等農産物の受検に関する一切の権限

②令和4年産及び令和5年産米麦並びに大豆等農産物の売渡し等に関して、政府並びに米穀安定供給確保支援機構等からの売渡代金、補助金等の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

③豊川市からの補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

附帯決議（案） この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任します。

報告事項2 JAバンク基本方針の一部変更について (P.76~96)

別紙のとおり報告します。

以上のとおり提案します。

令和5年6月21日

ひまわり農業協同組合
代表理事組合長 権田 晃範

第1号議案資料

令和4年度の事業報告及び剰余金処分案について

令和4年度 事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 事業の全般的概況

①当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

3年以上に渡る新型コロナウイルス感染症拡大により、生活様式をはじめとする社会情勢は大きく変化しました。直近では、国内の感染状況も落ち着きを見せており、各地で集客を伴うイベントなども徐々に開催されるなど、アフターコロナを見据え動き始めています。

一方で、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻により懸念されていた、生産資材をはじめとした各種原材料の価格高騰が現実のものとなりました。エネルギー・資材価格の高騰により、多くの産業で商品・製品への価格転嫁が行われる中、農業分野においては構造上農産物への価格転嫁が進まず、農家を始めとする農業界全体に多大なる影響が及んでいます。

国内においては、令和5年4月に日本銀行新総裁が就任されることから、これまでの金融政策からの転換が想定されており、金利上昇局面にも対応できうるJA事業の構築が求められています。

このような情勢の中、当組合においては管内農業と組合員の暮らしを守る施策として、農業生産性向上対策支援事業の継続に加え、物価高騰に対する緊急支援策を実施しました。

また、第10次中期総合計画に基づく総合施設整備計画により、国府・御油統合支店に係る整備案作成や青果・花き集出荷場、営農本部棟に係る整備案作成・用地取得を進めるなど、「経営基盤の確立・強化対策」に取り組んで参りました。

このような取り組みのもと、令和4年度におきましては、販売品販売総取扱高111億円、購買品供給総取扱高46億円、貯金残高3,363億円、貸出金664億円、長期共済保有高6,262億円の実績を挙げることができました。

以上の成果を挙げることができましたことは、組合員の皆様方の力を協同活動へ結集していただいた賜物と心から感謝申し上げます。

②事業の経過報告

月 日	名 称	処 理 事 項
4月14日	みのり監査法人監査	・ 期末監査Ⅱ（預金、有価証券等の実在性と評価の検証等）
4月25日～27日 ・ 5月9日	監事監査	・ 令和3年度決算監事監査
4月28日	監事会	・ 会計監査人の再任について協議決定 他
4月28日	定例理事会	・ 第74回通常総代会上程議案について承認 他 ア. 令和3年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書 イ. 令和3年度の事業報告及び剰余金処分案
5月2日	代表理事等と監事との定期的会合	・ （令和3年度）内部統制システムの運用状況確認
5月9日	監事会	・ 令和3年度決算監事監査実施報告書について（事前協議） 他
5月11日～16日 （うち4日間）	みのり監査法人監査	・ 期末監査Ⅱ（外部確認・実証手続き等）
5月17日・19日	J A 愛知中央会監査	・ 期末監査（事業報告並びにその附属明細書等の適正性の検証）
5月30日	監事会	・ 令和3年度決算監事監査実施報告書について協議決定 他
5月30日	定例理事会	・ 第74回通常総代会上程議案について承認 ・ 新集出荷施設等用地の取得について承認 他
6月16日	監事会	・ J Aバンク基本方針に基づく令和3年度の「J Aの経営状況に関する事項の報告」「体制整備モニタリング報告」に対する監事の意見書について協議決定 他
6月23日	監事会	・ 令和4年度監事報酬額について協議決定
6月23日	定例理事会	・ 業務報告書について承認 他
7月19日	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅰ（経営者とのディスカッション、監事とのコミュニケーション、組合の状況確認等）
7月29日	定例理事会	・ 定款第55条第1項第19号に基づく説明書類（ディスクロージャー誌）について承認 他
8月19日	監事会	・ 監事監査規程及び監事会規程の一部改定について協議決定
8月26日～9月6日 （うち4日間）	愛知県検査	・ 農業協同組合法第94条第4項（全面検査）に基づく常例検査

月 日	名 称	処 理 事 項
8月31日	定例理事会	・ 決議事項なし
9月21日～28日 (うち5日間)	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅰ (ウォークスルー調査、リスク評価手続、IT統制評価等)
9月29日	監事会	・ 令和4年度仮決算監事監査について協議決定
9月29日	定例理事会	・ 令和4年度仮決算基準について承認 他
9月30日	監事監査	・ 令和4年度仮決算現金、棚卸資産等の実在性と評価の妥当性の検証
10月3日	代表理事等と監事との定期的会合	・ 内部統制システムの運用状況確認
10月11日～17日 (うち4日間)	監事監査	・ 令和4年度仮決算監事監査
10月17日	監事会	・ 令和4年度仮決算監事監査実施報告書について (事前協議) 他
10月31日	監事会	・ 令和4年度仮決算監事監査実施報告書について協議決定 他
10月31日	定例理事会	・ 旧やすらぎ会館ごゆ及び旧蓮台集出荷場跡地の処分方針について承認 他
11月7日	J A 愛知中央会監査	・ 経営動向調査 (経営動向の把握及び仮決算処理の妥当性の検証)
11月8日	J A 愛知中央会監査	・ 期中監査予備調査
11月16日	臨時理事会	・ 新集出荷施設及び管理棟整備計画について承認
11月30日	定例理事会	・ 令和4年度不良債権処理方針について承認
12月13日・14日	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅱ (内部統制整備状況の確認)
12月16日～20日 (うち3日間)	J A 愛知中央会監査	・ 期中監査 (業務リスク監査等)
12月29日	定例理事会	・ 旧蓮台集出荷場跡地の売却について承認 他
1月30日	定例理事会	・ 第75回ひまわり農業協同組合通常総代会の開催について承認 他

月 日	名 称	処 理 事 項
1月31日・ 2月1日・2日	みのり監査法人監査	・期中監査Ⅱ（内部統制運用評価手続の確認）
2月28日	監事会	・令和5年度監事監査方針・監査計画について協議決定
2月28日	定例理事会	・(株)ジェイエイ東三河ジープセンターの株式譲渡について承認 ・組合員との対話方策（組合員の意思反映の取組み）令和5年度計画について承認他
3月10日	J A 愛知中央会監査	・資産自己査定の妥当性の検証、内部監査の品質評価の外部評価等
3月13日～15日	みのり監査法人監査	・期中監査Ⅲ（資産自己査定に係る監査）
3月28日	監事会	・令和4年度決算監事監査について協議決定
3月28日	定例理事会	・旧やすらぎ会館ごゆの処分方針について承認 ・令和5年度J Aバンク経営戦略シートの策定について承認他
3月31日	監事監査	・令和4年度決算現金、棚卸資産等の実在性と評価の妥当性の検証
3月31日	みのり監査法人監査	・期末監査Ⅰ（棚卸資産等の実在性及び評価の妥当性の検証）

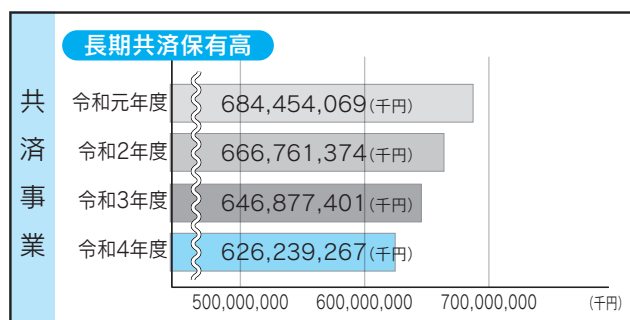
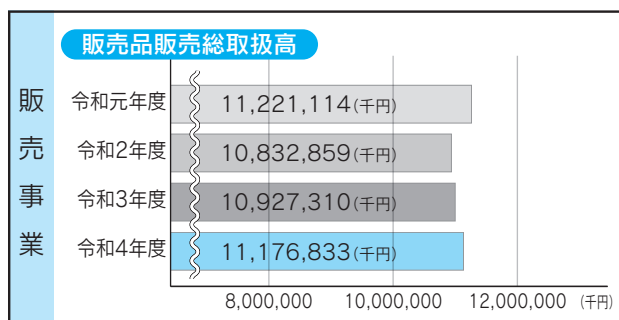
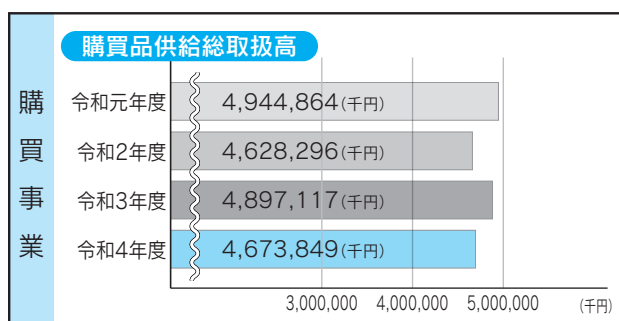
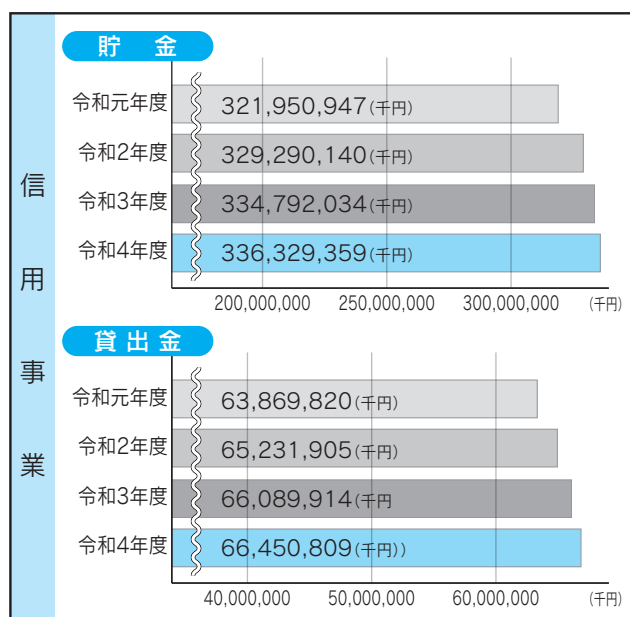
年 月 日	主 な 取 り 組 み
R4.04.02	わい！わい！農園入園式
R4.04.15	J A ひまわり女性部総会
R4.04.27	ひまわりたすけあいの会総会
R4.06.07	J A ひまわり女性部レクリエーション大会
R4.06.23	第74回通常総代会
R4.07.15	なつまつり（陸上自衛隊豊川駐屯地共催）
R4.09.17	J A ひまわりカップサッカー大会（決勝18日）
R4.10.04	J A ひまわり女性部ソフトバレーボール大会
R4.10.14	女性大学すこやかセミナー（全6回）
R4.10.30	女性大学フレッシュセミナー（全2回）
R4.11.11	ひまわり水守森林活動
R4.11.13	わい！わい！農園収穫祭・卒園式
R4.12.04	わい！わい！花育教室
R5.01.07	J A ひまわり杯少年野球大会（決勝8日）
R5.01.16	豊川市議会との農政懇談会
R5.01.21	J A ひまわり農産物まつり、まりくんカレッジ

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、一部の取り組みを中止しました。

③財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (当期)	
財 務	事業利益	550,594	781,829	781,651	749,571	
	経常利益	773,029	942,429	1,039,375	960,958	
	当期剰余金	682,430	764,339	391,430	710,374	
	総 資 産	352,456,262	359,731,563	364,841,682	366,215,369	
	純 資 産	24,135,025	24,612,198	24,513,052	24,271,670	
	単体自己資本比率	18.91%	19.02%	18.83%	18.88%	
信用事業	貯 金	321,950,947	329,290,140	334,792,034	336,329,359	
	預 金	248,831,869	252,420,240	253,688,018	252,151,162	
	貸 出 金	63,869,820	65,231,905	66,089,914	66,450,809	
	有 価 証 券	国 債	18,887,064	20,967,532	23,818,547	26,447,811
		そ の 他	10,399,830	12,761,915	10,363,000	8,762,525
			8,487,234	8,205,617	13,455,547	17,685,286
共済事業	長期共済保有高	684,454,069	666,761,374	646,877,401	626,239,267	
	短期共済新契約掛金	1,052,291	1,008,724	981,578	976,990	
購買事業	購買品供給総取扱高	4,944,864	4,628,296	4,897,117	4,673,849	
販売事業	販売品販売総取扱高	11,221,114	10,832,859	10,927,310	11,176,833	



(注) 販売品販売総取扱高は、販売品にかかる取扱実績のことで、受託販売品は当組合が実需者へ売り渡した金額、収益認識基準において代理人区分とされた買取販売品は組合員からの販売品受入高に損益計算書上の販売手数料を加算した金額の合計額となります。

④組合が対処すべき重要な課題

新規就農者の育成・確保や生産基盤維持のための営農支援策を具体化するとともに、収支改善を踏まえた持続可能なJA経営基盤の確立・強化、信頼性確保に努めることを重要な課題と位置づけ、あわせてコンプライアンスが浸透した組織となるための内部管理態勢の強化に積極的に取り組んでまいります。

なお、本事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、別紙「JAひまわり自己改革工程表」に記載しております。

⑤その他の組合の事業活動の概況に関する重要な事項

業務の適正を確保するための体制

当組合では、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ②重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ②個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ②理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営を取り巻くリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ②中期総合計画及び同計画に基づく各部門の事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ①監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ②監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③理事や内部監査部門等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかる。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ①各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ②「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ①会計基準その他法令を遵守し、経理に関する各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況

第74回通常総代会（令和4年6月23日午前10時開催）

総代会日現在総代数		617名
出席総代数	実際に出席した総代	42名
	代理人	一名
	書面	483名
	計	525名

重要な議事及び決議事項

第1号議案

令和3年度の事業報告及び剰余金処分案について

第2号議案

定款の一部変更について

第3号議案

各事業規程の一部変更について

第4号議案

令和4年度事業計画の設定について

第5号議案

令和4年度における理事及び監事の報酬額について

第6号議案

農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

附帯決議（案）

この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任します。

上記の議案は原案のとおり承認可決されました。

(2) 組合員の状況

①組合員の数及びその増減

(単位：組合員数)

資格区分	前期末	当 期 入 加	当 期 脱 退					当期末	増 減	
			持分全部 の譲渡	資 格 喪 失	死亡又 は解散	除 名	合 計			
正組合員	個 人	7,275	130	15	6	221	-	242	7,163	△ 112
	法 人	農事組合法人	1	-	-	-	-	-	1	-
		その他の法人	33	1	-	-	1	-	1	33
准組合員	個 人	28,488	855	138	134	388	-	660	28,683	195
	農業協同組合	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	農事組合法人	9	-	-	-	1	-	1	8	△ 1
	その他の団体	31	-	-	-	-	-	-	31	-
合 計		35,838	986	153	140	611	-	904	35,920	82
摘要		1. 当期末正組合員戸数		5,237戸						
		2. 当期末准組合員戸数		17,222戸						

②出資口数とその増減、その他の出資の状況

(単位：口)

資格区分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末		
正組合員	個 人	619,368	16,326	23,509	612,185	
	法 人	農事組合法人	30	-	-	30
		その他の法人	1,261	10	10	1,261
	計	620,659	16,336	23,519	613,476	
准組合員	個 人	767,772	24,065	22,502	769,335	
	農業協同組合	347	-	-	347	
	農事組合法人	232	-	20	212	
	その他の団体	7,724	-	-	7,724	
	計	776,075	24,065	22,522	777,618	
処分未済持分	2,725	3,527	2,725	3,527		
合 計	1,399,459	43,928	48,766	1,394,621		
摘要		1. 出資1口金額		1,000円		
		2. 当期末払込済出資総額		1,394,621,000円		
		3. 1正組合員当たり出資金額		85,240円		
		4. 1組合員の持口最高限度		500口		

(3) 役員 の 状 況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担 当 そ の 他	農協法第30条第12項に基づく要件
代表理事組長	権田 晃範	常 勤	有	事業所担当理事	実践的能力者
専 務 理 事	伴野 雅章	〃	無	企画・管理担当、総務委員	実践的能力者
常 務 理 事	梅田 喜嗣	〃	〃	信用共済事業担当（農協法第30条第3項に規定される専任理事）、総務委員、金融委員	実践的能力者
〃	木藤 昇一	〃	〃	経済事業担当、総務委員、経済委員	実践的能力者
理 事	石田 知秀	非常勤	〃	金融委員、経済委員	実践的能力者
〃	岩瀬 靖宏	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者に準ずる者
〃	大林 充始	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	
〃	岡本 武志	〃	〃	金融委員	実践的能力者
〃	小澤 岩次	〃	〃	経済委員	認定農業者
〃	小島 哲雄	〃	〃	経済委員	認定農業者
〃	小林 雄二	〃	〃	経済委員長	認定農業者
〃	杉江 繁宏	〃	〃	経済委員	認定農業者に準ずる者
〃	鈴木 忠利	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	実践的能力者
〃	鈴木 泰	〃	〃	金融委員	実践的能力者
〃	高橋 聖史	〃	〃	事業所担当理事、総務委員長	認定農業者に準ずる者
〃	外山 誓子	〃	〃	金融委員、経済委員、女性部組織代表	
〃	内藤 充洋	〃	〃	金融委員	実践的能力者
〃	中西 登吾	〃	〃	金融委員、経済委員	
〃	中西 昌幸	〃	〃	経済委員	認定農業者
〃	中村 丈晴	〃	〃	金融委員	実践的能力者
〃	波多野 喜啓	〃	〃	金融委員長	
〃	林 泉	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者
〃	藤島 則枝	〃	〃	総務委員、女性部組織代表	実践的能力者
〃	村澤 公俊	〃	〃	総務委員	実践的能力者
〃	柳瀬 年宏	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者に準ずる者
代 表 監 事	酒井 俊明	非常勤			
監 事	吉村 正則	常 勤			
〃	岡田 浩二	非常勤			
〃	河合 宏尚	〃			
〃	田中 勢子	〃		員外監事	
〃	中村 敏明	〃			
〃	能勢 勉	〃			
〃	渡邊 安丹	〃			

- (注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者5名、農業協同組合法施行規則（以下、「施行規則」という。）第76条の2第1項第1号で定める認定農業者に準ずる者4名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第2号で定める実践的能力者12名の計21名により、施行規則第76条の2第1項第1号の要件を満たしております。
2. 理事のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的能力者）は次のとおりです。当該理事については、経験や実績等から当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。
- ①当組合および農協組織関係者であり、部・次長以上の経験者、又は営農事業関係に10年以上携わったOB・OG。
- ②国・県において農政、試験研究などの農業に関する業務に10年以上携わった者、又は地方公共団体において農政、農業改良普及、農地管理等の業務に10年以上携わった者。
- ③豊川市農業委員の経験者。
- ④常時雇用する従業員が一定規模（50名程度）以上の会社において部長レベル以上の役職を経験した者、又は当組合が行う業務に精通し、5年以上携わった者。
- ⑤生産部会の代表者およびその経験者。
- ⑥上記①～⑤に準ずる者。
3. 施行規則第76条の2第1項第1号の規定に該当する者（認定農業者に準ずる者）は次のとおりです。
- イ. 認定農業者である法人の重要使用人、ロ. 認定農業者OB・OG、ハ. 認定農業者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族、ニ. 認定就農者、ホ. 経営所得安定対策交付金の対象となる要件を満たす集落営農組織の役員、ヘ. 国・地方公共団体の計画に位置づけられた中心的農業者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族、ト. 指導農業士、チ. 基本構想水準到達者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族、リ. 生産部会等の代表
4. 当組合では、保険会社との間で、理事及び監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法第35条の8に定める保険契約）を締結しています。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用の損害等を補填するものであり、被保険者が保険料の10%を負担しております。

(4) 職員 の 状 況

①職員数の増減その他職員の状況

(単位：人)

区 分	前 期 末	当期増加	当期減少	当 期 末	
職 員 数	一 般 職 員	461	34	40	455
	営 農 指 導 員	20	4	3	21
	生 活 指 導 員	5	—	—	5
合 計	486	38	43	481	
	うち常勤嘱託	127	14	14	127
	うち出向者	8	—	4	4
備考	前期末	当期末			
平均年齢	39歳 9月	39歳 6月			
平均勤続年数	16年 8月	16年 8月			

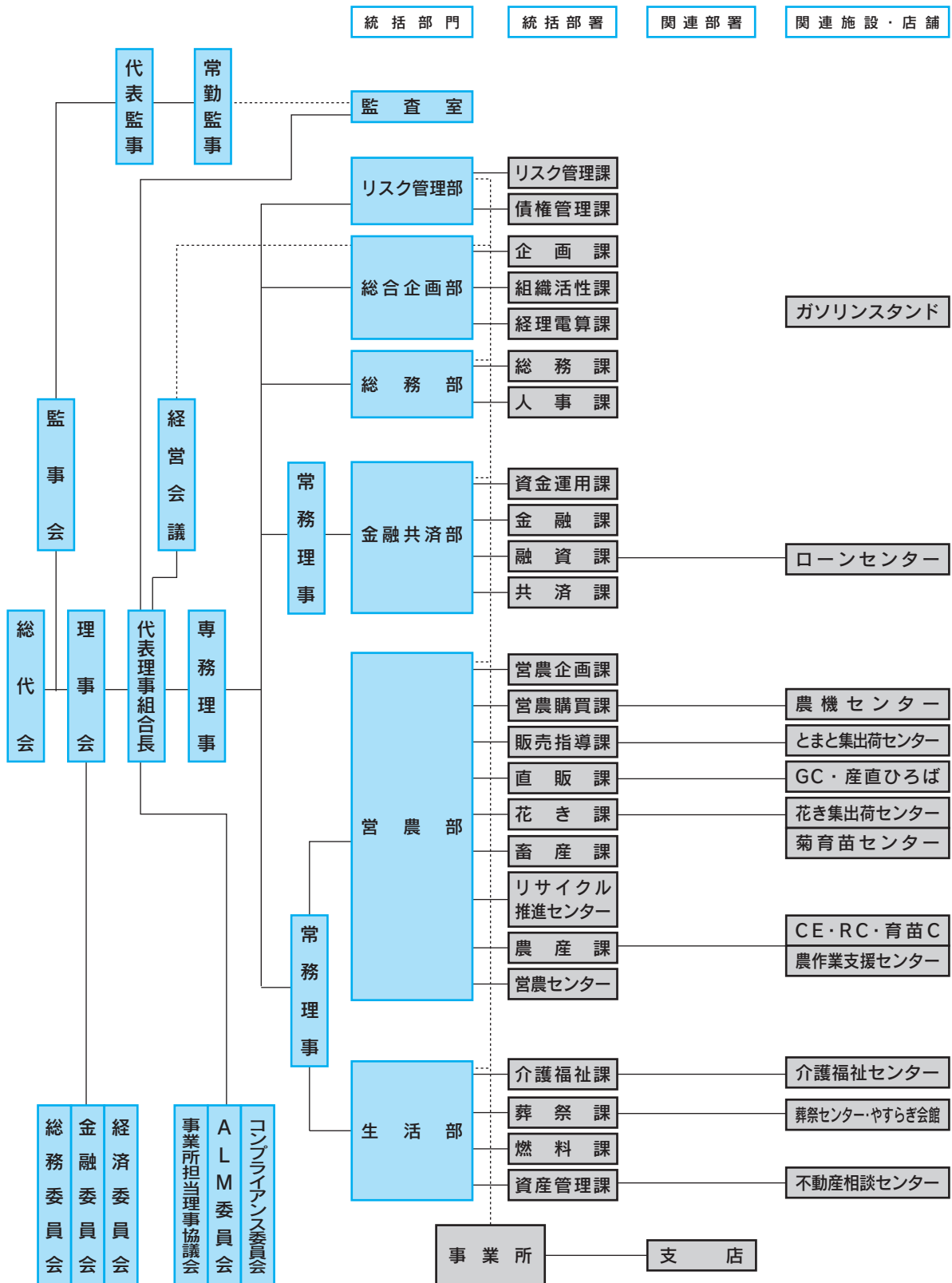
(注) 職員数は、出向者、休職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。

(注) 「平均年齢」及び「平均勤続年数」は常勤嘱託等を除いた値です。

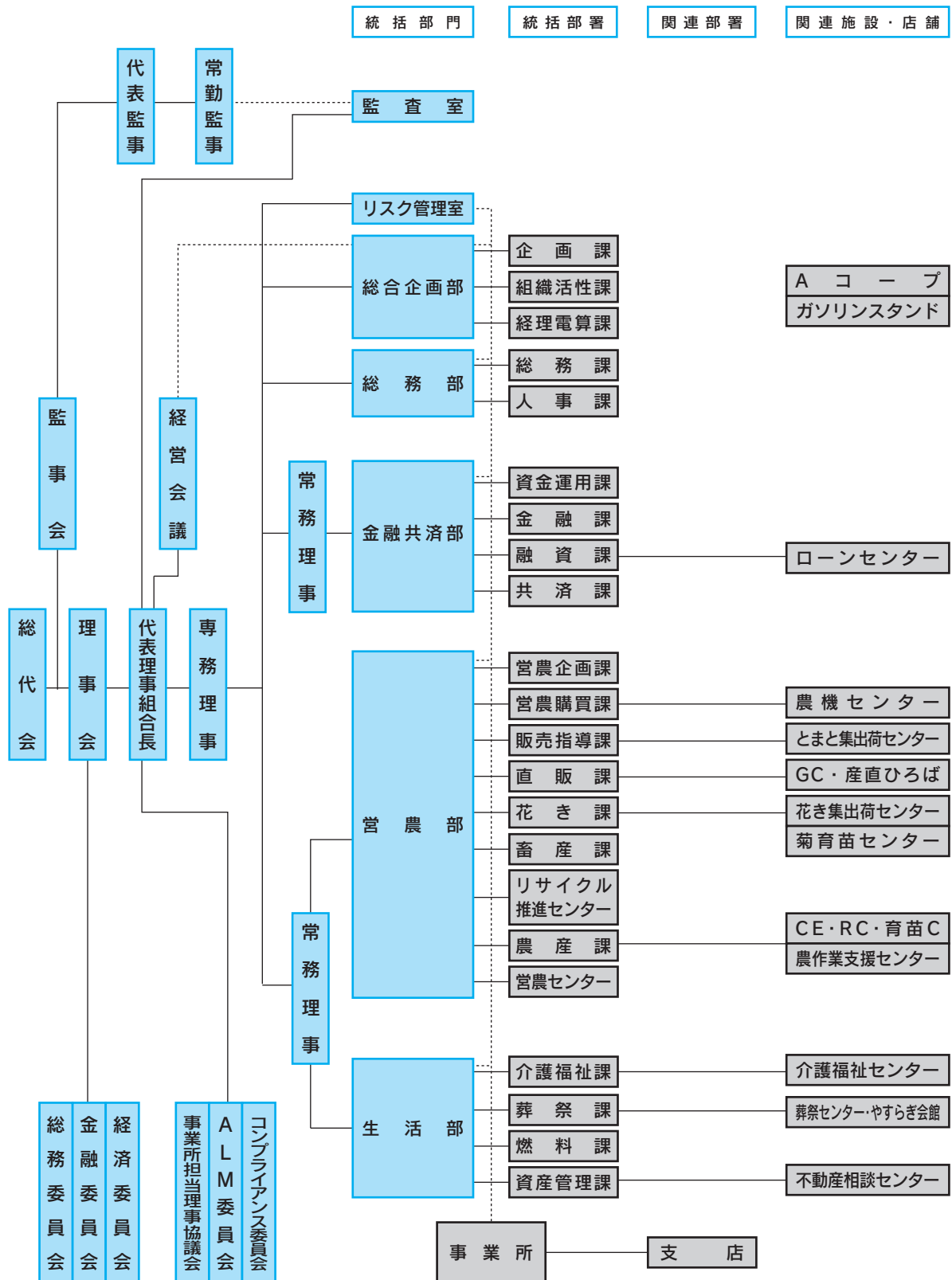
(5) 組織の構成

①組合の機構

(令和5年4月1日現在)



(注) Aコープは株式会社エコープ近畿へ事業移管しています。
 ガソリンスタンドは株式会社J Aあいちエネルギーへ経営移管しています。
 令和5年4月よりリスク管理室をリスク管理部に変更し、リスク管理課及び債権管理課を新設しています。



(注) Aコープは株式会社エーコープあいちへ経営移管しています。
 ガソリンスタンドは株式会社J Aあいちエネルギーへ経営移管しています。

②組合員組織

(令和5年3月31日現在)

組 織 名	代 表 者	構 成 員 数	組 織 名	代 表 者	構 成 員 数
地 区 運 営 協 議 会	岩瀬靖宏 林 泉 柳瀬年宏 権田晃範 大林充始 鈴木忠利 高橋聖史	119名	い ち じ く 部 会	榊原 秀人	50名
青 年 部	山本 一徳	75名	な し 部 会	仲柴 喜弘	17名
女 性 部	山口 雅子	1,682名	つ ま も の 部 会	山口 幸久	19名
菊 部 会	日恵野 照夫	22名	鉢 物 部 会	井上 俊和	26名
ス プ レ ー マ ム 部 会	牧野 泰光	50名	自 然 薯 部 会	眞河 光一	10名
パ ラ 部 会	市川 久志	34名	ア ス パ ラ ガ ス 部 会	山口 雄也	34名
洋 花 部 会	羽田野 龍志	16名	養 鶏 部 会	竹下 重夫	7名
と ま と 部 会	三浦 昌俊	86名	肉 豚 一 貫 経 営 部 会	大谷 佳伸	2名
ミ ニ ト マ ト 部 会	小田 雅由	49名	養 豚 部 会	星川 弾	6名
ア ー ル ス メ ロ ン 生 産 者 組 織 協 議 会	三浦 和夫 大林 房治 辻村 仁志	26名	酪 農 部 会	井川 博貴	5名
い ち ご 部 会	鈴木 崇士	99名	肥 育 牛 部 会	竹本 克彦	3名
かき生産者組織協議会	水野 吉章 大井 靖子 今泉 登	61名	資 産 管 理 オ ー ナ ー 部 会	佐藤 祥子	93名
み か ん 部 会	楯 勅治	13名	産 直 出 荷 者 組 織 協 議 会	太田 トシエ	1,260名
キウイフルーツ 生 産 者 組 織 協 議 会	小山 貴宏	6名	青 色 申 告 部 会	高橋 聖吏	920名
水田農業経営者部会	鈴木 晋示	21名	年 金 友 の 会	日比 成和	15,943名

(注) 当組合の組合員組織を記載しています。

(6) 施設の設置状況

①組合の施設の状況

(令和5年3月31日現在)

種別	名 称	構造及び面積等	所 在 地	摘要
本・支店				
	本 店	鉄筋コンクリ 5階 3,037 m ²	豊川市諏訪1丁目1番地	
	三 蔵 子 支 店	鉄骨 2階 781	豊川市三蔵子町北浦28番地	
	牛 久 保 支 店	鉄骨 2階 1,071の一部	豊川市牛久保駅通4丁目1番地の1	
	睦 美 支 店	鉄骨 平屋 248	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
	豊 川 支 店	鉄骨 2階 445	豊川市豊川町止通17番地の1	
	八 幡 支 店	鉄骨 2階 882	豊川市八幡町亀が坪24番地の1	
	国 府 支 店	鉄骨 2階 341	豊川市国府町上坊入54番地	
	御 油 支 店	鉄骨 2階 250	豊川市御油町若宮17番地	
	蔵 子 支 店	鉄骨 2階 223	豊川市蔵子2丁目6番地の1	
	一 宮 支 店	鉄筋コンクリ 3階 2,084の一部	豊川市大木町鑪水321番地の2	
	東 上 支 店	鉄骨 平屋 339	豊川市東上町松本227番地	
	音 羽 支 店	鉄骨 2階 803	豊川市赤坂町松本274番地	
	御 津 支 店	鉄骨 2階 914	豊川市御津町西方松本87番地の2	
	広 石 支 店	鉄骨 2階 232	豊川市御津町広石小城前72番地の2	
	小 坂 井 支 店	鉄骨 2階 2,637の一部	豊川市小坂井町門並18番地	
営農センター等農業関連施設				
	中部営農センター	鉄骨 2階 1,085	豊川市三谷原町北浦68番地の1	補助事業
	東部営農センター	鉄筋コンクリ 3階 2,084の一部	豊川市大木町鑪水321番地の2	
	西部営農センター	鉄骨 2階 1,090	豊川市御津町上佐脇西区75番地	補助事業
	花き集出荷センター	鉄骨 平屋 2,987	豊川市三上町雨谷口34番地	補助事業
	とまと集出荷センター	鉄骨 2階 3,072	豊川市三上町雨谷口34番地	補助事業
	東 部 集 出 荷 場	鉄骨 平屋 2,008	豊川市大木町鑪水321番地の1	補助事業
	西 部 集 出 荷 場	鉄骨 平屋 2,589	豊川市御津町上佐脇西区75番地	補助事業
	中 部 資 材 倉 庫	鉄骨 平屋 825	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
	東 部 資 材 倉 庫	鉄骨 平屋 608	豊川市大木町鑪水321番地の1	
	西 部 資 材 倉 庫	鉄骨 平屋 1,587	豊川市御津町上佐脇西区75番地	
	農作業支援センター	鉄骨 平屋 207	豊川市市田町中之島3番地の1	
	カントリーエレベーター	鉄骨 平屋 1,311	豊川市野口町国通30番地	補助事業
	水稲育苗センター	鉄骨 平屋 685	豊川市野口町国通30番地	補助事業
	一宮ライスセンター	鉄骨 2階 514	豊川市東上町松本227番地	
	音羽ライスセンター	鉄骨 平屋 458	豊川市赤坂町大日53番地の1、 54番地合併地	補助事業
	御津ライスセンター	鉄骨 平屋 620	豊川市御津町上佐脇西区117番地の1	補助事業

(令和5年3月31日現在)

種別	名 称	構造及び面積等	所 在 地	摘要
営農センター等農業関連施設				
	低 温 倉 庫	鉄骨 平屋 517 m ²	豊川市野口町国通30番地	補助事業
	水稲育苗センター	鉄骨 平屋 728	豊川市御津町上佐脇西区121番地の1	補助事業
	菊 育 苗 セ ン タ ー	鉄骨 平屋 700	豊川市三谷原町宮の上3番地	補助事業
農機センター				
	中部農機センター	鉄骨 平屋 700	豊川市三谷原町宮の上3番地	
	西部農機センター	鉄骨 平屋 507	豊川市御津町上佐脇西区137番地	
Aコープ				
	A コ ー プ 中 部 店	鉄骨 2階 1,708	豊川市八幡町鐘鋳場276番地	令和5年度より 産直ひろば中部に変更
	A コ ー プ 小 坂 井 店	鉄骨 2階 2,637の一部	豊川市小坂井町門並18番地	令和5年度より エーコープ近畿へ事業移管
	産直ひろば御津	鉄骨 平屋 528	豊川市御津町西方松本67番地	
グリーンセンター				
	グリーンセンター豊川	鉄骨 平屋 1,710の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	グリーンセンター一宮	鉄骨 平屋 1,006	豊川市東上町松本227番地	
	グリーンセンター音羽	鉄骨 平屋 1,290	豊川市赤坂町大日6番地	
ガソリンスタンド				
	陸美セルフガソリンスタンド	鉄骨 2階 840	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
	赤塚セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 728	豊川市市田町下中野8番地の5	
	一宮セルフガソリンスタンド	鉄骨 2階 800	豊川市大木町鑓水333番地の1	
	東上セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 475	豊川市東上町松本227番地	
	西部セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 499	豊川市御津町上佐脇西区58番地の3	
	小坂井セルフガソリンスタンド	鉄骨 2階 549	豊川市宿町光道寺9番地の2	
関連施設				
	ロ ー ン セ ン タ ー	鉄骨 2階 1,071の一部	豊川市牛久保駅通4丁目1番地の1	
	生活センター(燃料課)	鉄骨 平屋 546の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	介護福祉センター	鉄骨 平屋 546の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	葬 祭 セ ン タ ー	鉄骨 2階 980の一部	豊川市三蔵子町橋本8番地の1	
	やすらぎ会館三蔵子	鉄骨 2階 980の一部	豊川市三蔵子町橋本8番地の1	
	やすらぎ会館御津	鉄骨 平屋 601	豊川市御津町御馬膳田134番地	
	やすらぎ会館小坂井	鉄骨 平屋 700	豊川市小坂井町大塚77番地	
	不動産相談センター	鉄骨 2階 1,071の一部	豊川市牛久保駅通4丁目1番地の1	
	わい!わい!ホール	鉄骨 平屋 1,710の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	農 業 用 倉 庫	鉄筋コンクリ 4階 1,232	豊川市大木町鑓水343、344番地	

合

計

58箇所

②共済事業の委託施設の状況

ア. 代理業者数の推移

項目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	65	2	2	65

イ. 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	株式会社ホンダカーズ愛知南豊川インター店	愛知県豊川市大橋町1丁目8番地	自動車販売業
共済代理店	株式会社ホンダカーズ愛知南豊橋瓜郷店	愛知県豊橋市瓜郷町前川2番地1	自動車販売業

(7) 子会社等の状況

(令和5年3月31日現在)

会社名	株式会社 ジェイエイ東三河ジーピーセンター
代表者名	鈴木 義正
設立年月日	平成8年7月10日
所在地	豊橋市西幸町字笠松111
主要な事業内容	鶏卵の洗卵、選別、包装、販売
施設の概要	建物 2,570㎡
資本金総額	35,000千円
当組合の議決権比率 (保有議決権数/総議決権数)	28.6% (200/700)

令和4年度 [令和5年3月31日現在] 貸借対照表

(ひまわり農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
1. 信 用 事 業 資 産	347,121,772
(1) 現 金	709,939
(2) 預 金	252,151,162
系 統 預 金	252,150,975
系 統 外 預 金	187
(3) 有 価 証 券	26,447,811
国 債	8,762,525
地 方 債	3,975,795
政 府 保 証 債	802,820
社 債	8,689,210
受 益 証 券	4,217,460
(4) 貸 出 金	66,450,809
(5) そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	1,674,821
未 収 収 益	1,641,589
そ の 他 の 資 産 金	33,231
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 312,771
2. 共 済 事 業 資 産	13,668
(1) そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	13,668
3. 経 済 事 業 資 産	1,824,481
(1) 経 済 事 業 未 収 金	1,401,483
(2) 経 済 受 託 債 権	161,498
(3) 棚 卸 資 産	353,070
繰 越 購 買 品	300,259
そ の 他 の 棚 卸 資 産	52,811
(4) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	53,448
(5) 貸 倒 引 当 金	△ 145,019
4. 雑 資 産	440,024
5. 固 定 資 産	5,528,690
(1) 有 形 固 定 資 産	5,497,972
建 物	6,574,319
機 械 装 置	2,307,753
土 地	2,955,798
リ ー ス 資 産	175,353
建 設 仮 勘 定	9,387
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,554,096
減 価 償 却 累 計 額	△ 9,078,736
(2) 無 形 固 定 資 産	30,718
6. 外 部 出 資 産	10,662,765
系 統 出 資 産	10,577,265
系 統 外 出 資 産	75,500
子 会 社 等 出 資 産	10,000
7. 繰 延 税 金 資 産	623,966
資 産 の 部 合 計	366,215,369

(単位：千円)

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
1. 信 用 事 業 負 債	337,838,895
(1) 貯 金	336,329,359
(2) 借 入 金	613,762
(3) そ の 他 の 信 用 事 業 負 債	895,773
未 払 費 用	72,812
そ の 他 の 負 債	822,961
2. 共 済 事 業 負 債	877,209
(1) 共 済 資 金	439,927
(2) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	427,098
(3) 共 済 未 払 費 用	8,656
(4) そ の 他 の 共 済 事 業 負 債	1,526
3. 経 済 事 業 負 債	814,582
(1) 経 済 事 業 未 払 金	604,175
(2) 経 済 受 託 債 務	206,191
(3) そ の 他 の 経 済 事 業 負 債	4,216
4. 雑 負 債	554,242
(1) 未 払 法 人 税 等	200,687
(2) リ ー ス 債 務	6,349
(3) 資 産 除 去 債 務	65,501
(4) そ の 他 の 負 債	281,704
5. 諸 引 当 金	1,858,770
(1) 賞 与 引 当 金	332,460
(2) 退 職 給 付 引 当 金	1,080,803
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	38,138
(4) ポ イ ン ト 引 当 金	101,416
(5) 特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	305,952
負 債 の 部 合 計	341,943,699
(純 資 産 の 部)	
1. 組 合 員 資 本	25,037,775
(1) 出 資 金	1,394,621
(2) 資 本 準 備 金	1,268
(3) 利 益 剰 余 金	23,645,412
利 益 準 備 金	5,662,400
そ の 他 利 益 剰 余 金	17,983,012
特 別 積 立 金	7,690,262
農 業 ・ 農 村 振 興 基 金	500,000
研 究 開 発 基 金	500,000
指 導 事 業 基 金	1,000,000
地 域 貢 献 活 動 基 金	500,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	1,952,000
デ ジ タ ル 化 推 進 積 立 金	200,000
施 設 整 備 積 立 金	3,014,000
残 留 農 薬 対 策 積 立 金	200,000
地 域 農 業 振 興 積 立 金	990,000
税 効 果 調 整 積 立 金	613,238
当 期 未 処 分 剰 余 金	823,511
(うち 当 期 剰 余 金)	(710,374)
(4) 処 分 未 済 持 分	△ 3,527
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 766,105
(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 766,105
純 資 産 の 部 合 計	24,271,670
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	366,215,369

令和4年度 [令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで] 損益計算書

(ひまわり農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額	
1. 事業総利益		5,045,639
事業収益	9,090,668	
事業費用	4,045,028	
(1) 信用事業収益	2,653,058	
資金運用収益	2,477,035	
(うち預金利息)	(1,586,975)	
(うち有価証券利息)	(182,961)	
(うち貸出金利息)	(558,956)	
(うちその他受入利息)	(148,141)	
役務取引等収益	78,368	
その他事業直接収益	19,592	
その他経常収益	78,061	
(2) 信用事業費用	268,402	
資金調達費用	99,085	
(うち貯金利息)	(89,337)	
(うち給付補填備金繰入)	(3,447)	
(うち借入金利息)	(1,003)	
(うちその他支払利息)	(5,297)	
役務取引等費用	21,960	
その他事業直接費用	119,877	
その他経常費用	27,478	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△9,238)	
信用事業総利益		2,384,656
(3) 共済事業収益	1,008,584	
共済付加収入	950,682	
その他の収益	57,902	
(4) 共済事業費用	43,329	
共済推進費	28,298	
その他の費用	15,031	
共済事業総利益		965,254
(5) 購買事業収益	3,706,656	
購買品供給高	3,436,617	
購買手数料	242,606	
その他の収益	27,432	

(単位：千円)

科 目	金 額	
(6) 購 買 事 業 費 用		3,025,788
購 買 品 供 給 原 価	2,972,888	
そ の 他 の 費 用	52,899	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△12,169)	
購 買 事 業 総 利 益		680,867
(7) 販 売 事 業 収 益		1,210,675
販 売 手 数 料	374,367	
販 売 品 販 売 高	591,912	
そ の 他 の 収 益	244,396	
(8) 販 売 事 業 費 用		554,801
販 売 品 販 売 原 価	445,786	
そ の 他 の 費 用	109,014	
販 売 事 業 総 利 益		655,874
(9) 保 管 事 業 収 益		4,891
保 管 事 業 総 利 益		4,891
(10) 利 用 事 業 収 益		189,285
(11) 利 用 事 業 費 用		72,080
利 用 事 業 総 利 益		117,204
(12) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益		32,302
(13) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用		102
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益		32,199
(14) そ の 他 の 事 業 収 益		308,595
(15) そ の 他 の 事 業 費 用		63,979
そ の 他 の 事 業 総 利 益		244,616
(16) 指 導 事 業 収 入		10,728
(17) 指 導 事 業 支 出		50,654
指 導 事 業 収 支 差 額		△ 39,925
2. 事 業 管 理 費		4,296,067
(1) 人 件 費		2,882,399
(2) 業 務 費		553,625
(3) 諸 税 負 担 金		152,064
(4) 施 設 費		697,742
(5) そ の 他 事 業 管 理 費		10,235
事 業 利 益		749,571

(単位：千円)

科 目	金 額	
3. 事業外収益		300,581
(1) 受取雑利息	1,993	
(2) 受取出資配当金	161,757	
(3) 貸 貸 料	51,920	
(4) 雑 収 入	84,910	
4. 事業外費用		89,195
(1) 寄 付 金	541	
(2) 商 権 管 理 料	14,520	
(3) 貸 借 料	54,051	
(4) 雑 損 失	20,081	
経 常 利 益		960,958
5. 特別利益		24,783
(1) 固定資産処分益	24,783	
6. 特別損失		52,546
(1) 固定資産処分損	1,189	
(2) 固定資産撤去費用	2,340	
(3) 減 損 損 失	48,777	
(4) 臨 時 損 失	239	
税 引 前 当 期 利 益		933,194
法人税、住民税及び事業税	233,547	
法人税等調整額	△ 10,727	
法 人 税 等 合 計		222,820
当 期 剩 余 金		710,374
当 期 首 繰 越 剩 余 金		29,137
リスク対策積立金取崩額		48,000
施設整備積立金取崩額		26,000
地域農業振興積立金取崩額		10,000
当 期 未 処 分 剩 余 金		823,511

令和4年度 剰余金処分量案

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	823,511,915
2. 剰 余 金 処 分 額	786,817,477
(1) 任 意 積 立 金	639,727,410
リ ス ク 対 策 積 立 金	48,000,000
デ ジ タ ル 化 推 進 積 立 金	196,000,000
施 設 整 備 積 立 金	375,000,000
地 域 農 業 振 興 積 立 金	10,000,000
税 効 果 調 整 積 立 金	10,727,410
(2) 出 資 配 当 金	55,428,034
(3) 事 業 分 量 配 当 金	91,662,033
信 用 事 業	72,492,603
購 買 事 業	12,074,950
販 売 事 業	7,094,480
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	36,694,438

(注1) 出資配当は年4%の割合です。(前年度と同基準です)

(注2) 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

- | | | |
|--|------------|---------|
| (1) 信用事業 定期貯金平残 | 100万円につき | 400円の割合 |
| (2) 購買事業 購買品供給高(施設資材、営農用重灯油、ポイントが付く購買品を除く) | 10,000円につき | 50円の割合 |
| (3) 販売事業 販売代金精算額 | 10,000円につき | 8円の割合 |

(注3) 任意積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりであり、今年度639,727,410円を積立てます。

(単位：円)

任意積立金の種類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
農業・農村振興基金	農協法第10条第1項第1号および第13号の事業および農業後継者育成に要する費用に充てるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
研究開発基金	新規事業活動の育成等のために行う調査研究、試験開発等に要する費用に充てるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
指導事業基金	指導事業の普及・拡大に要する財源を確保するために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	1,000,000,000	1,000,000,000
地域貢献活動基金	地域に根ざした組合として地域貢献活動を更に充実させるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
リスク対策積立金	法令改正及び会計基準の変更、経済動向の悪化等に伴う債権の貸倒や有価証券の減損などによる多額の損失の発生に備えて相当額を積立てる。多額の損失が発生した場合、相当額の取崩を行う。	2,000,000,000	2,000,000,000
デジタル化推進積立金	先進的なデジタル技術を活用した情報システム等に関する開発、更新、利用および機器取得などの投資に備え積立を行い、その年度に発生した費用相当額の取崩を行う。	500,000,000	396,000,000
施設整備積立金	中長期に予定する施設取得、既存施設の維持管理、大規模災害時の施設復旧の資金準備のために積立を行い、整備を行った年度において自己資金相当額の取崩を行う。	3,500,000,000	3,389,000,000
残留農薬対策積立金	残留農薬による損害見舞金支給の財源として積立を行い、見舞金支給の事態が生じた場合、相当額の取崩を行う。	200,000,000	200,000,000
地域農業振興積立金	農業振興に資する新規就農者育成や農業生産規模拡大等のために積立を行い、支援対策を行った年度において相当額の取崩を行う。	1,000,000,000	1,000,000,000
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立てを行う。取崩は法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取崩す。		623,966,105

(注4) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業費用に充てるための繰越額36,000,000円が含まれています。

独立監査法人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年5月23日

ひまわり農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 葛西利彦
指定社員
業務執行社員 公認会計士 乗松敏隆

〈計算書類等監査〉

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、ひまわり農業協同組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに部門別損益計算書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

〈剰余金処分案に対する意見〉

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、ひまわり農業協同組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監事の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容について、理事会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月30日

ひまわり農業協同組合

代表監事	酒井	俊明	印				
常勤監事	吉村	正則	印	監事	田中	勢子	印
監事	岡田	浩二	印	監事	河合	宏尚	印
監事	中村	敏明	印	監事	能勢	勉	印
監事	渡邊	安丹	印				

(注) 監事 田中勢子氏は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

令和4年度 部門別損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	9,124,778	2,653,058	1,008,584	4,572,209	880,033	10,892	
事業費用 ②	4,079,138	268,402	43,329	3,373,791	369,564	24,050	
事業総利益 ③ ①-②	5,045,639	2,384,656	965,254	1,198,417	510,468	△13,157	
事業管理費 ④	4,296,067	1,410,199	683,371	1,520,002	541,247	141,247	
（うち減価償却費） ⑤	(332,585)	(74,175)	(47,465)	(164,364)	(38,543)	(8,036)	
（うち人件費） ⑥	(2,882,399)	(891,216)	(547,051)	(984,580)	(348,569)	(110,980)	
※うち共通管理費 ⑦		252,632	107,117	187,979	70,877	13,619	△632,226
（うち減価償却費） ⑧		(18,787)	(7,966)	(13,979)	(5,271)	(1,012)	(△47,017)
（うち人件費） ⑨		(151,532)	(64,250)	(112,752)	(42,513)	(8,169)	(△379,218)
事業利益 ⑩ ③-④	749,571	974,456	281,883	△321,585	△30,778	△154,405	
事業外収益 ⑪	300,581	109,206	48,546	91,263	32,645	18,919	
※うち共通分 ⑫		108,682	46,081	80,868	30,491	5,859	△271,982
事業外費用 ⑬	89,195	21,483	3,342	6,112	56,564	1,690	
※うち共通分 ⑭		7,658	3,247	5,698	2,148	412	△19,166
経常利益 ⑮ ⑩+⑪-⑬	960,958	1,062,179	327,087	△236,434	△54,697	△137,176	
特別利益 ⑯	24,783	9,903	4,198	7,368	2,778	533	
※うち共通分 ⑰		9,903	4,198	7,368	2,778	533	△24,783
特別損失 ⑱	52,546	20,901	8,862	15,552	5,864	1,365	
※うち共通分 ⑲		20,901	8,862	15,552	5,864	1,126	△52,307
税引前当期利益 ⑳ ⑮+⑯-⑱	933,194	1,051,181	322,423	△244,618	△57,783	△138,008	
営農指導事業分配賦額 ㉑		65,055	26,332	32,693	13,926	△138,008	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ㉒ ㉑-㉑	933,194	986,125	296,090	△277,312	△71,709		

(注1) 農協法施行規則の改正により、損益計算書には各事業相互間の内部取引を除去した「事業収益」「事業費用」を表示していますが、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」については、各事業相互間の内部損益を除去していないため、金額は一致しません。

(注2) 「共通管理費等」とは、監査室、リスク管理室、総合企画部、総務部等の管理部門にかかわる事業管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失です。

(注3) 「うち減価償却費」欄には、減価償却費と長期前払費用償却費との合計額を記載しています。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(配置人員構成比 + 人件費を除いた事業管理費構成比 + 事業総利益構成比) / 3

(2) 営農指導事業

各事業総利益構成比

2. 配賦割合 (1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	39.96	16.94	29.73	11.21	2.15	100.00
営農指導事業	47.14	19.08	23.69	10.09		100.00

第2号議案資料

定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について

1. 変更の理由

支店の新設統合・廃止を行うことを予定しているため、従たる事務所の所在地について定款の一部変更を行う。

また「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、定款に定める農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例の規定（第12条の2）の根拠法令が「農地中間管理事業の推進に関する法律」となったため、所要の整備を行う。

2. 主な変更内容

- ・従たる事務所について、国府支店と御油支店を統合し、こうごゆ支店（豊川市御油町堺畑）を新設する。また、国府支店（豊川市国府町上坊入）、御油支店（豊川市御油町若宮）、蔵子支店（豊川市蔵子2丁目）、東上支店（豊川市東上町松本）、広石支店（豊川市御津町広石）を削除する。
- ・利用権設定された正組合員の地位継続にかかる根拠法令を変更する。
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律に合わせて、「利用権」を「賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権（賃借権等）」とする。

この変更の対象となる条文は以下の通りである。

（定款）

- ①事務所（第4条）
- ②農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例（第12条の2）
- ③総代会（第50条）

（定款附属書総代選挙規程）

- ①選挙区等（第3条）

3. 定款変更新旧対照表

(下線部は変更箇所)

新	旧
<p>第1章 総則 (事務所)</p> <p>第4条 この組合は、主たる事務所を、豊川市諏訪に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。</p> <p>豊川市三蔵子町北浦 豊川市牛久保駅通4丁目 豊川市三谷原町北浦 豊川市豊川町止通 豊川市八幡町亀ヶ坪 <u>豊川市御油町堺畑</u> (削除) (削除) (削除) 豊川市大木町鎌水 (削除) 豊川市赤坂町松本 豊川市御津町西方 (削除) 豊川市小坂井町門並</p> <p>第3章 組合員 (農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)</p> <p>第12条の2</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権（以下「賃借権等」という。）を設定したことにより前条第2項第1号に該当しなくなった者（同項第2号に該当する者を除く。）であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該賃借権等の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>賃借権等</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1章 総則 (事務所)</p> <p>第4条 この組合は、主たる事務所を、豊川市諏訪に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。</p> <p>豊川市三蔵子町北浦 豊川市牛久保駅通4丁目 豊川市三谷原町北浦 豊川市豊川町止通 豊川市八幡町亀ヶ坪 (新設) <u>豊川市国府町上坊入</u> <u>豊川市御油町若宮</u> <u>豊川市蔵子2丁目</u> 豊川市大木町鎌水 <u>豊川市東上町松本</u> 豊川市赤坂町松本 豊川市御津町西方 <u>豊川市御津町広石</u> 豊川市小坂井町門並</p> <p>第3章 組合員 (農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)</p> <p>第12条の2</p> <p><u>農業経営基盤強化促進法第19条</u>の規定による公告があった<u>農用地利用集積計画</u>の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号に該当しなくなった者（同項第2号に該当する者を除く。）であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>利用権</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>第7章 総代会 (総代会)</p> <p>第50条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。</p> <p>② 総代は、正組合員でなければならない。かつ、その半数以上は第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>第7章 総代会 (総代会)</p> <p>第50条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。</p> <p>② 総代は、正組合員でなければならない。かつ、その半数以上は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>③～⑤ (略)</p>

附則 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。ただし、第4条国府町上坊入、御油町若宮、蔵子2丁目、東上町松本、御津町広石の記載に関わる変更は、国府支店、御油支店、蔵子支店、東上支店、広石支店の従たる事務所の廃止登記完了日以降効力を生じる。また、御油町堺畑の記載に関わる変更は、こうごゆ支店の従たる事業所移転登記完了日以降効力を生じる。

4. 定款附属書総代選挙規程変更新旧対照表

(下線部は変更箇所)

新	旧
<p>(選挙区等)</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>② 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>③ 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>④ 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定を行った土地を含む。</u>）を有する選挙区において投票権を有する。</p>	<p>(選挙区等)</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>② 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>③ 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>④ 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の設定を行った土地を含む。</u>）を有する選挙区において投票権を有する。</p>

附則 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。

第3号議案資料

農地利用調整に関する事業規程の一部変更について

1. 変更の理由

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、改正法において市町村は、農業者や農協等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施し、地域の将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を策定・公告することとされた。

これに伴い、本規程についても改正法の趣旨に沿った内容に変更する。

2. 主な変更内容

①事業内容（第6条）

改正法において豊川市が作成する地域計画は、将来の農業や農地利用に関するものであり、地域の営農に対する影響が大きい。

そのため、本規程において、「地域の地権者及び担い手の意向を幅広く集約し、豊川市が定める地域計画に反映されるよう努めることとする」等、農地利用調整に関する事業に関してJAが取組むべき内容を記載した。

②改廃権限の理事会への委譲（第11条）

本規程を定めた背景には、農地集積円滑化事業の中間管理事業への統合があり、JAが引き続き農地の調整に関与していくことを組合員に周知する目的もあり総代会決議事項とした。

本規程の設定から3年が経過した中で、組合員への周知は一定程度達成されたため、改廃の権限を総代会から理事会へ変更することとする。

③旧円滑化事業から農地バンク事業への移行等（第7条、第10条）

本規程で定めていた、「組合からの申出、機構の承諾・公告による承継」については、令和5年3月までの経過措置であることから見直しを行う。

3. 農地利用調整に関する事業規程変更新旧対照表

(下線部は変更箇所)

新	旧
<p>第1章 総則 (事業実施の基本方針)</p> <p>第1条 ひまわり農業協同組合(以下「組合」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、<u>以下「基盤法」という。</u>)第6条第1項の規定に基づき豊川市において作成された農業経営基盤強化促進基本構想(以下「基本構想」という。)及びこの組合が作成する地域農業ビジョン(以下「ビジョン」という。)に則して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「担い手」という。)に対する農地の利用集積・集約を図るため、農地利用調整事業を行うものとする。</p> <p>② この組合は必要な要員を確保し、農地利用調整事業として次の事業を行うものとする。</p> <p>1 農地利用相談窓口事業 この組合に農地利用相談窓口(以下「窓口」という。)を設置し、農地の所有者(以下「地権者」という。)及び担い手からの農地利用についての相談に応じるとともに、<u>この規程の第4条に定める関係機関及び関係団体と連携して、基盤法第19条第1項の規定により豊川市が定める農用地等の区域における農業基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)</u>の話し合いに関与して地域の意向を確認し、農地集積・集約について普及啓発活動に取り組む。</p> <p>2 農地の集積・集約に関する事業 担い手への農地集積・集約を実現するために、農地中間管理機構(以下「機構」という。)との間で、農地中間管理事業(以下「<u>農地バンク事業</u>」という。)の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第22条第2項の規定に基づいて業務受委託契約を締結し、<u>農地バンク事業に関する事務を実施する。</u> また、旧農地利用集積円滑化事業(改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業、以下「旧円滑化事業」という。)により契約している農地については、契約期間終了の時期等において調整を行い、担い手への農地集積・集約を推進することとする。</p>	<p>第1章 総則 (事業実施の基本方針)</p> <p>第1条 ひまわり農業協同組合(以下「組合」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項の規定に基づき豊川市において作成された農業経営基盤強化促進基本構想(以下「基本構想」という。)及びこの組合が作成する地域農業ビジョンに則して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「担い手」という。)に対する農地の利用集積・集約を図るため、農地利用調整事業を行うものとする。</p> <p>② この組合は必要な要員を確保し、農地利用調整事業として次の事業を行うものとする。</p> <p>1 農地利用相談窓口事業 この組合に農地利用相談窓口(以下「窓口」という。)を設置し、農地の所有者(以下「地権者」という。)及び担い手からの農地利用についての相談に応じるとともに、第4条に定める関係機関及び関係団体と連携して、<u>人・農地プラン</u>の話し合いに関与して地域の意向を確認し、農地集積・集約について普及啓発活動に取り組む。</p> <p>2 農地の集積・集約に関する事業 担い手への農地集積・集約を実現するために、農地中間管理機構(以下「機構」という。)との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第22条第2項の規定に基づいて業務受委託契約を締結し、<u>農地中間管理事業(以下「農地バンク事業」という。)</u>に関する事務を実施する。 また、旧農地利用集積円滑化事業(改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業、以下「旧円滑化事業」という。)により契約している農地については、契約期間終了の時期等において調整を行い、担い手への農地集積・集約を推進することとする。</p>

新	旧
<p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(事業実施に当たっての調整等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>② この組合は、<u>地域計画</u>の作成主体である事業地域の豊川市から、情報提供の要請があった場合については、<u>可能な限り</u>情報提供を行うものとする。ただし、個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）に基づき行うものとする。</p> <p>(事業方針及び結果報告)</p> <p>第5条 この組合は、毎年度、(削除)事業の種類ごとに事業の方針を定め、総代会で承認を得ることとし、<u>また、事業の結果を、総代会で報告する。</u></p> <p>第2章 農地利用相談窓口事業 (事業内容)</p> <p>第6条 この組合は、<u>窓口を設置して担当者を配置し、地権者及び担い手からの相談に応じることにより、事業地域内の農地の荒廃化を防止し、効率的な利用が実現できるように調整する事務を担うとともに、地域の地権者及び担い手の意向を幅広く集約し、豊川市が定める地域計画に反映されるよう努めることとする。具体的には次に掲げるものとする。</u></p> <p>1 この組合は、定期的に開催される生産者部会、<u>地域の会議等で地域計画及び農地集積・集約の重要性を周知するとともに、地権者及び担い手の農地及び営農に関する意向の把握に努めることとする。</u></p>	<p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(事業実施に当たっての調整等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>② この組合が農地利用調整事業を行うに当たっては、<u>事業地域の豊川市が行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する事業をいう。）及びその他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。</u></p> <p>③ この組合は、<u>人・農地プラン</u>の作成主体である事業地域の豊川市から、情報提供の要請があった場合については、情報提供を行うものとする。ただし、個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）に基づき行うものとする。</p> <p>(事業方針)</p> <p>第5条 この組合は、毎年度、<u>その行う事業の種類ごとに事業の方針を定め、総代会で承認を得ることとする。</u></p> <p>第2章 農地利用相談窓口事業 (事業内容)</p> <p>第6条 この組合は、窓口を設置し、地権者及び担い手からの相談に応じることにより、事業地域内の農地の荒廃化を防止し、<u>効率的な利用が実現できるように調整する事務を担うこととする。</u></p> <p>具体的には次に掲げるものとする。</p> <p>1 <u>地権者及び担い手から、農地の貸借、将来の営農等について相談を受けたときには、この組合が作成する地域農業ビジョンに即したマッチングを提案する。また、定期的に開催される生産者部会、地域の会議等で農地集積・集約の重要性を周知する。</u></p>

新	旧
<p>2 地域計画の作成時には、豊川市の求めに応じて事業地域の関係機関と協議を行い、役割分担を明確にした上で連携して対応し、<u>ビジョン及び前項で確認した農業者の意向が反映されるよう議論に関与する。</u></p> <p>3 豊川市が、地域計画作成のために開催する地域における話し合いには積極的に参画し、この組合が作成しているビジョンを反映して、地域の営農体制の維持が図られるよう助言する。</p> <p>4 既に作成されている地域計画について、記載内容（地域の担い手、地域農業の将来方向、農地の集積・集約等）の変更が生じた場合については、豊川市に変更の申入れを行う。</p> <p>5 地域の農地の有効利用と担い手が効率的な農業経営を維持・継続できるよう、この組合内の他部署と連携して、総合的な営農相談についても対応できるよう体制を整備する。</p>	<p>2 地域の農地の有効利用と担い手が効率的な農業経営を実現できるよう、組合内の他部署と連携して、総合的な営農相談についても対応できるよう体制を整備する。</p> <p>3 人・農地プランの作成（変更）時には、事業地域の関係機関と協議を行い、役割分担を明確にした上で連携して対応し、地域農業ビジョン及び前項で確認した農地の相談内容が反映されるよう議論に関与する。</p> <p>4 既に作成されている人・農地プランについても、中心的な農業者、地域の農業の将来方向について確認を行い、問題があれば豊川市に変更の要請を行う。</p> <p>5 地域における話し合いが開催される場合には、積極的に参画し、組合が作成している地域農業ビジョンを反映し、地域の営農体制の維持、中心的な農業者への支援策活用等が図られるよう助言する。</p>
<p>第3章 農地集積・集約に関する事業 (事業内容)</p> <p>第7条 この組合は、<u>事業地域内における農地の権利移動については、農地バンク事業を活用して農地集積・集約化を推進するものとし、(削除)農地利用窓口において農地集積・集約化に取り組むことを組合員に周知する。</u></p> <p>(事業実施地域)</p> <p>第8条 この組合が行う農地集積・集約化に関する事業の実施地域は、第2条の事業地域から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除いた地域とする。</p>	<p>第3章 農地集積・集約に関する事業 (事業内容)</p> <p>第7条 この組合は、<u>事業地域内において農地集積・集約を推進するため、農地の貸借に関する案件及び旧円滑化事業契約農地の契約期間満了等に際しては、農地バンク事業及び基本構想に基づく利用権設定等促進事業を推進するものとし、引き続き農地利用窓口において農地集積・集約に取り組むことを組合員に周知する。</u></p> <p>(事業実施地域)</p> <p>第8条 この組合が行う農地集積・集約に関する事業の実施地域は、第2条の事業地域から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除いた地域とする。</p>

新	旧
<p>第9条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(旧円滑化事業から農地バンク事業への移行)</p> <p>第10条 この組合は、旧円滑化事業で契約している農地について農地バンク事業に移行する。その手法については、地域の実情、補助事業の活用等を考慮して、以下より選択し円滑な移行に努めることとし、移行完了までは従前の規定により管理を行うものとする。</p> <p>なお、この条項については、旧円滑化事業による契約期間満了までの時限措置とする。</p> <p>1 契約期間が満了した農地から随時移行</p> <p>旧円滑化事業の契約期間が満了する農地について、地権者及び担い手に連絡し、契約継続の意向が確認できれば、農地バンク事業での更新になることを説明の上、手続を行う。</p> <p>2 合意解約を行い移行</p> <p>担い手等との話し合いにおいて、旧円滑化事業による契約を合意解約して農地バンク事業に移行する場合、地域計画が作成されている地域においては、地域計画の目標地図に基づいて集積・集約化が行われることを地権者及び担い手に説明した上で、農地バンク事業への移行手続きを行う。</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>(配分計画作成者への指定)</p> <p>第10条 この組合は、事業地域の豊川市より指定を受けて、配分計画の案を作成できる主体となることにより、担い手への農地の集積・集約に資するため、豊川市と連携して配分計画案を作成する。ただし、第11条による対応を優先する。</p> <p>(集積計画一括方式への対応)</p> <p>第11条 この組合は、地権者と担い手との意向が整った農地については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2に基づく集積計画一括方式での対応を推進することとし、集積計画案を作成して豊川市に提出する。</p> <p>(旧円滑化事業から農地バンク事業への移行)</p> <p>第12条 この組合は、旧円滑化事業で契約している農地について農地バンク事業に移行する。その手法については、地域の実情、補助事業の活用等を考慮して、以下より選択し円滑な移行に努める。</p> <p>1 契約期間が満了した農地から随時移行</p> <p>2 合意解約を行い移行</p> <p>3 組合からの申出、機構の承諾・公告により承継</p>

新	旧
(削除)	<p>(<u>契約期間が満了した農地から随時移行</u>)</p> <p><u>第13条</u> この組合は、旧円滑化事業の<u>契約期間が満了する農地について、地権者及び担い手に連絡し、契約継続の意向が確認できれば、農地バンク事業での更新になることを説明の上、手続を行う。その際には集積計画一括方式を優先する。</u></p>
(削除)	<p>(<u>合意解約を行い移行</u>)</p> <p><u>第14条</u> この組合は、<u>地域の話合いにおいて、合意解約による移行が適当と判断した場合は、地権者及び担い手に連絡し、合意解約による移行について同意が得られれば、農地バンク事業による新規設定となることを説明の上、手続を行う。その際には、集積計画一括方式を優先する。</u></p>
(削除)	<p>(<u>組合からの申出、機構の承諾・公告により承継</u>)</p> <p><u>第15条</u> この組合は、<u>令和5年3月までの経過措置として、地権者及び借受者に周知を行った上で、機構に申出ることにより、旧円滑化事業による契約を中間管理事業に引き継ぐことができる。</u></p>
<p>(<u>規程の改廃</u>)</p> <p><u>第11条</u> この規程の改廃については、<u>理事会</u>において決議する。</p>	<p>(<u>規程の改廃</u>)</p> <p><u>第16条</u> この規程の改廃については、<u>総代会</u>において決議する。</p>

附則 この規程の変更は、令和5年6月21日から効力を生じる。

第4号議案資料

地域営農ビジョン(2023～2026年度)の設定について

第3次長期基本構想(2018～2026年度)における「地域営農ビジョン」の中間目標年度である2022年度を迎え、これまでの取り組み成果と課題を整理し、2026年度へ向けた地域農業振興支援の目標設定と目標達成に向けた取り組み方策を新たに設定する。

1. 2022年度までの取り組み総括

2019年12月より日本国内において新型コロナウイルス感染症が拡がり、2020年2月以降、学校の休校や外出自粛等、社会環境の変化により農畜産物の需給バランスが崩れ、販売環境が一変しました。約3年が経過した現在においては、輸入農畜産物の減少等により販売単価の回復基調が見られるものの、いわゆる「コロナ禍前」の販売環境に戻っておらず、多くの品目で影響が続いています。また、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻開始により、石油製品をはじめとする生産資材に加え、肥料や飼料など幅広い農業資材や燃油価格、電気代の高騰が収まらず、農業経営を圧迫しています。このような情勢のなか、当組合においては、担い手の確保・育成として「就農インターン制度」等による新規就農者の確保・支援を行うとともに、JAあいち経済連東三河地域青果物パッキングセンターを活用した出荷調製作業の省力化、「無料職業紹介事業」による雇用労働の確保に努めた結果、部会員・出荷者数は2,140名(目標値2,103名)となりました。

生産面においては、「農業生産性向上対策支援事業」を実施し、環境モニタリング装置の導入や改植の促進、天敵農薬の導入拡大等による生産性の向上や病害虫の被害軽減を図りました。また、販売面においては、農業収入の安定化を目指した契約・予約相対取引の拡大、定期的な目揃会開催など出荷規格の厳格化による産地の信頼確保、新たな荷姿・需要に合わせた出荷規格の導入による販売価格の安定化に取り組みましたが、販売金額は109.37億円(目標値118.5億円)となりました。

一方、スマート農業の一環である環境モニタリング装置等の活用方法、生産規模拡大意向生産者に対する支援、SNS等デジタル技術を活用した営農関連情報の提供や販売促進強化、農地やハウス等農業施設の流動化などについては、取り組み方法や成果について課題が少なくないことから、2026年度へ向けた取り組み方策を新たに設定します。

■主な取り組み内容と成果及び課題

主な取り組み内容	
担い手 (組織)	<ul style="list-style-type: none"> ①労働力の確保支援（施設野菜・露地野菜・施設果実・花き・畜産・水田） ②新規就農者の受入（施設野菜・施設果実） ③新規栽培者(品目転換者)の募集（施設野菜・施設果実） ④SNSを活用した情報提供（施設野菜・施設果実・花き） ⑤部会役員体制の変更による組織再編の協議（露地野菜・果樹） ⑥男性出荷会員の拡大（産直） ⑦遊休施設の再利用と最新機械の導入（畜産）
	<p>課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による廃業の増加、作付面積の減少 ・新規就農者の募集方法、担い手育成支援策の未確立 ・世代間におけるデジタル化対応格差(情報格差)
生 産	<ul style="list-style-type: none"> ①東三河PCの利用による省力化（いちご・ナス） ②環境モニタリング装置、炭酸ガス発生装置、ミスト発生装置の普及拡大（施設全般） ③難防除病害虫被害の軽減（施設野菜・施設果実・果樹・花き） ④収量、耐病性、市場有利性を踏まえた新品種の導入及び定着 ⑤改植の促進（果樹） ⑥担い手への農地集積（水田） ⑦食味や収量性に優れた新品種の栽培提案（産直）
	<p>課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温障害や難防除病害虫による出荷量減少と品質低下 ・農業生産コストの高騰による利益減少
販 売	<ul style="list-style-type: none"> ①契約、予約相対取引の拡大（施設野菜・花き） ②直売所(量販店)向け規格の変更及び商品開発 ③地元認知度の向上 ④特別栽培米の契約先獲得
	<p>課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要期の注文に対する出荷量不足 ・主要市場へのお荷量減少(効果的な市場集約の未実施) ・卸売市場へのお荷情報の発信不足

主な成果

- ①無料職業紹介事業による労働力の確保：雇用成立件数 延べ160件(2023.3末)
- ②就農インターン制度による新規就農者の確保：6名
- ③品目転換による新規栽培者の増加：いちじく2名、アスパラガス1名
- ④生産部会LINEグループの作成：7部会
- ⑤そさい連合：出荷者組織協議会として再編(2018年度)
ぶどう部会：出荷者組織協議会へ編入(2022年度)
- ⑥男性出荷会員：116名増加
- ⑦畜産経営継承支援事業等を活用した畜舎再利用：4件

- ・ 定年帰農者支援策の未整備
- ・ 高齢化による労働力不足

- ①東三河P Cの利用量増加：いちご 45万パック(2018年秋稼働)→127万パック(2022年度)
ナス 68t(2019年初年度)→93t(2022年度)
- ②環境モニタリング装置の普及面積：689 a 増加 計1,165a(普及率 約12%)
- ③天敵農薬の導入面積：425a 48.9%(つまもの)、1,100a 62.5%(いちご)
- ④新品種の定着：とまと1品種、ミニトマト4品種、スプレーマム3品種、バラ3品種
- ⑤生産性向上対策支援事業を活用した改植の実施：いちじく404本、その他果樹290本
- ⑥農地集積面積の拡大：82.6ha増加
- ⑦新品種の栽培拡大：スイートコーン(とうき美人)約500本(2017年度)→約20,000本(2022年度)
みかん(あかね夕焼け姫)0t(2017年度)→1t(2022年度)

- ・ 栽培技術の差による単収と品質の格差
- ・ 耕畜連携等環境保全型農業の未着手

- ①契約、予約相対取引金額の増加：青果772百万円(2017年度)→924百万円(2022年度)
花き707百万円(2017年度)→807百万円(2022年度)
- ②いちごレギュラーパックの規格変更：280g→250g
少量規格・産直向け商品の開発：スタンドパック・黒トレー(とまと)、3kg箱(なし)、あかね夕焼け姫
- ③とよかわブランド認証：とまと・ミニトマト・いちご・おおば・バラ・スプレーマム・音羽米
- ④新規契約先への販売金額：22,159千円(2021年産米)

- ・ 産地ブランドのPR不足
- ・ 販売価格の低迷
- ・ 運送業の労働規制強化による物流環境変化

■2017～2022年度の推移

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022 (目標値)	2022 実績/目標	2022/ 2017
部 会 員 出 荷 者 数 (人)	2,340	2,312	2,269	2,262	2,186	2,140	2,103	101.8%	91.5%
販 売 額 (億 円)	122.97	115.24	110.70	103.44	106.68	109.37	118.5	92.3%	88.9%

※水田において水稲オペレーターへの委託増加が見込まれるため、水田所有者数から水田農業経営者部会員数へと表記基準を変更。販売額を事業年度実績に統一。あわせてアールスメロンを追加したため2022年度目標値を以下のとおり再設定。

部会員・出荷者数4,495人→2,103人、販売額 118.0億円→118.5億円。

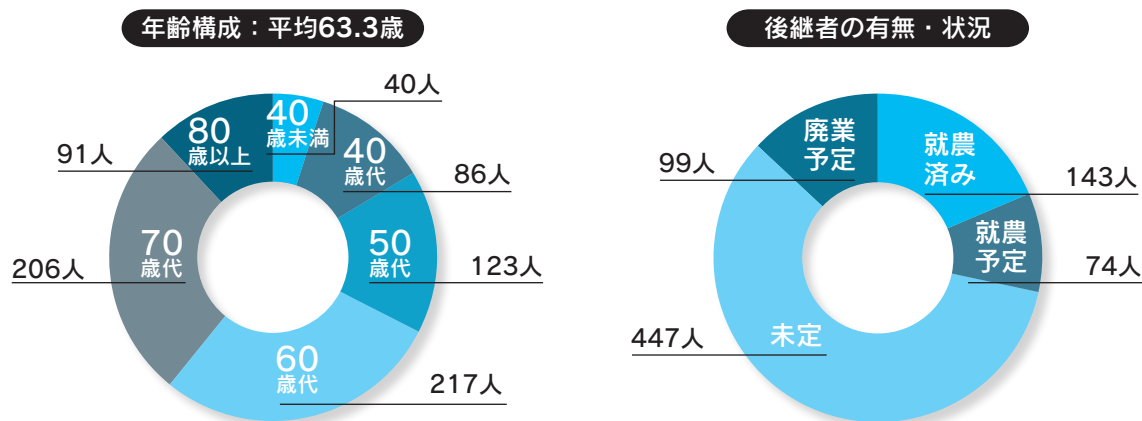
■当組合独自の生産者支援策実績

年 度	事 業 名	目 的	対 象	金額 (千円)
2017～ 2018	農業生産強化機械・設備 購入支援事業	規模拡大・生産性向上に寄与する 機械や設備導入支援	341人	127,659
2019～ 2022	農業生産性向上 対策支援事業	地域営農ビジョンの取り組みの 後押し	延べ1,745人	37,902
2020～ 2021	新型コロナ感染症拡大 緊急支援事業	需要の減退による販売単価下落への 支援	延べ410件	20,825
2021	生産部会活性化支援事業	生産者の経営継続支援	277人	65,818
		生産部会組織の活性化支援	15組織	3,119

2. 生産者意向調査結果・分析

地域営農ビジョンの再設定にあたり、現状分析や将来予測、課題抽出を行うため、産直出荷者を除く全生産部会員延べ775名（うち出荷者組織協議会は販売上位50名）を対象に2021年度に意向調査を実施しました。

結果概要は以下のとおりです。（有効回答数763件）



- 果樹は平均年齢（かき74.3歳、みかん74歳、ぶどう72歳）が高く、施設野菜（ミニトマト56.1歳、アスパラガス57.1歳）、施設花き（バラ56.7歳、洋花59.4歳）、畜産（59.9歳）は低い。
- 後継者の「就農済み」は露地野菜（12%）が低く、花き（23%）、畜産（24%）が高い。
- 後継者の「就農予定」は花き（6%）が低く、露地野菜（12%）、果樹（14%）、水田（12%）が高い。
- 廃業予定者はいちご（24名）が最も多く、次いで露地野菜（9名）、とまと（8名）、いちじく（8名）であった。

分類	品目名
施設野菜	とまと、ミニトマト、つまもの、アスパラガス、アールスメロン
露地野菜	そさい、自然薯
施設果実	いちご、いちじく
果樹	みかん、ぶどう、キウイフルーツ、なし、かき
花き	菊、スプレーマム、バラ、洋花、鉢物
畜産	鶏卵、肉豚、酪農、肉牛
産直	産直出荷物
水田	水稲

■5年後（2026年度）の経営規模（有効回答数758件）

項目	回答数 (全体、人)	回答率 (全体、%)	施設野菜 (%)	施設果実 (%)	露地野菜 果樹 (%)	花き (%)	畜産 (%)	水稲 (%)
規模拡大	71	9.4	6.6	4.5	9.1	8.2	17.3	18.8
現状維持	487	64.2	83.8	61.4	60.7	70.0	55.1	56.2
規模縮小	103	13.6	5.2	15.1	13.9	15.0	10.3	18.8
廃業予定	97	12.8	4.4	19.0	16.3	6.8	17.3	6.2
合計	758	100	100	100	100	100	100	100

- 施設野菜は現状維持の割合が非常に高い。
- 施設果実は廃業予定と規模縮小の割合が高く、規模拡大の割合が低い。
- 露地野菜・果樹は廃業予定と規模縮小の割合が高い。
- 花きは規模縮小の割合が高い。
- 畜産は規模拡大と廃業予定の割合が高い。
- 水田は規模拡大と規模縮小の割合が高い。

■上記「規模縮小」及び「廃業予定」の内訳：複数回答あり

項目	回答数(人)
自分で維持管理	116
農地(露地畑)を貸したい	27
農地(露地畑)を売りたい	16
施設ごと農地を貸したい	30
施設ごと農地を売りたい	21
施設を撤去(解体)後に農地を貸したい	14
施設を撤去(解体)後に農地を売りたい	12

《 必要な対策 》

- 規模縮小や廃業予定割合が高い生産部会の生産量を維持するための新規就農者確保や生産性向上のための技術導入支援
- 規模拡大意向生産者に対する規模縮小や廃業予定者の農地・施設情報提供、安心して貸借や売買するための仕組み構築、リース方式等による園芸施設整備
- 水田農業の耕作管理委託の増加を見据えた、水稲オペレーターの支援・育成

3. 2026年度までの目標及び取り組み方向

最重点目標

生産者一人当たりの出荷量増加と販売力強化による販売金額向上

重点取り組み品目及び重点取り組み方策の設定

各品目の課題と生産者意向調査の結果を踏まえ、地域農業振興支援に向けた取り組みを加速させるため、以下のとおり重点取り組み品目と重点取り組み方策を設定します。

《重点取り組み品目》

とまと、ミニトマト、いちご、いちじく、つまもの
アスパラガス、スプレーマム、バラ、産直出荷物、水稻

- 年間を通じて安定した出荷量があり、「とよかわブランド」認証等により認知度が高い品目
- J AまたはJ Aグループが運営する施設において出荷調整が行われている品目
- 単位面積当たりの販売金額が一定以上あり、単一品目で安定経営が可能な品目
- 今後に一層の市場性や需要が見込まれる品目
- 新規就農者が取り組みやすく地域農業基盤の維持・拡大につながる品目

	重点取り組み方策	内 容
組織	担い手確保・育成	就農インターン制度を活用した就農者確保の継続、生産部会と一体となった農業者の育成支援に取り組む。
	施設流動化促進	廃業や規模縮小する施設園芸生産者から規模拡大意向生産者及び新規就農者への施設の円滑な流動化を促進する仕組みを構築し、施設情報の集約・提供・管理を強化する。
生産	生産技術向上	新たな生産技術の研究・導入支援や施設内環境制御・品種選定等を促進し、出荷量増加と更なる品質向上を図る。
	労働力確保・省力化	無料職業紹介事業を通じた雇用労働の確保、デジタル活用によるスポット雇用の利用拡大、農福連携等に取り組むとともに、出荷調整施設の利用を促進する。
販売	契約・予約相対取引の維持・拡大	契約・予約相対取引の対象となる新規販売先の獲得、既存販売先へのより有利な条件交渉に取り組む。
	事前出荷情報発信の迅速化	より有利な販売先の確保に向け、取引市場への事前出荷情報発信の迅速化に取り組む。
	直接販売の拡大	産直店舗とSNS・ネット販売等デジタル活用を通じて、消費者への直接販売を拡大・強化する。

重点取り組み品目の重点取り組み方策一覧

品 目	組 織		生 産		販 売		
	担い手 確保・育成	施設 流動化促進	生産技術 向上	労働力確保 省力化促進	契約・予約 相対取引の 維持・拡大	事前出荷 情報発信の 迅速化	直接販売 の拡大
と ま と		○	○		○		
ミニトマト		○	○		○		
い ち ご	○		○			○	
つ ま も の		○		○	○		
アスパラガス	○		○				
い ち じ く	○		○				
スプレーマム		○		○	○		
バ ラ		○	○			○	
産直出荷物	○		○				○
水 稲	○		○				○

品目横断的な取り組み方策の設定

2022年度までの取り組みにおいて認識されている環境変化や課題に対応するため、品目横断的な取り組み方策を以下のとおり設定します。

- 農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」に対応する栽培技術・資材の試験
- 規模拡大意向生産者及び新規就農者の育成支援を目的としたリース方式等による園芸施設整備
- 小規模農家に対する栽培支援（品目選定、栽培技術、簡易ハウス等）による出荷誘導
- 新規生産品目創出のための調査及び試験栽培
- 運送業の労働規制強化に対応する集荷体制及び販売方法の確立
- 営農関連施設の広域利用（他JAとの共同利用）に関する研究
- 新集出荷施設整備に連動した生産者組織（協議会・ブロック等）の再編成
- SNS等デジタルツールの活用機会（栽培技術情報・スポット雇用・ネット販売）の創出

4. 生産部会における「地域営農ビジョン」の取り組みの進め方

重点取り組み品目部会において「地域営農ビジョン」の`共有、`共感、を高めるため、以下のとおり取り組みます。

●生産部会の事業計画及び事業報告への反映

「地域営農ビジョン」における各品目の取り組み等を生産部会の事業計画へ反映し、所属する部会員相互の`共有、を図るとともに、事業報告にて取り組み成果を示すことで`共感、を高め、生産部会の一体感を醸成します。

●生産部会での定期的な進捗・検証の実施

生産部会で定期開催される役員会、定例会、研究会等において、各年度当初に設定した「地域営農ビジョン」に基づく取り組み目標に対する進捗・検証を行います。

●地域営農ビジョン促進協議会の設置

各生産部会が選出した部会員による協議会を設置・開催し、個々の生産部会の取り組みの成果発表と部会間の情報共有を行います。

5. 2026年度目標指標の設定

以上の取り組みを通じた目標として、以下の指標を設定します。

項 目		2022年度 実績値	2026年度 想定値 ※1	2026年度 目標値	想定値 ／実績値	目標値 ／想定値	
全 品 目	部会員・出荷者数	2,140	1,889	2,130	88.3%	112.9%	
	販売額（億円）	109.37	100.6	111.6	92.0%	111.3%	
重点 取り 組み 品 目	と ま と ミニトマト いちご いちじく つまもの アスパラガス スプレーマム パ ラ	部 会 員 数	421	375	399	89.1%	106.4%
		販売額（億円）	66.00	61.0	68.0	92.4%	111.5%
		一人当たりの 販 売 金 額 （ 千 円 ）	15,677	16,267	17,043	103.8%	104.8%
	産直出荷物	出 荷 者 数	1,260	1,100	1,300	87.3%	118.2%
		販売額（億円）	14.81	13.2	16.1	89.2%	122.0%
		一人当たりの 販 売 金 額 （ 千 円 ）	1,175	1,200	1,238	102.1%	103.2%
水 稻	部 会 員 数	21	21	23	100.0%	109.5%	
	利用権及び作業 委 託 面 積 （ h a ） ※ 2	420.1	425.0	430.0	101.2%	101.2%	

※1 想定値は、2021年度に実施した生産者意向調査結果に基づいた数値

※2 水田経営者部会員の利用権設定面積（水田）と稲刈り作業受託面積の合計値

第5号議案資料

令和5年度事業計画の設定について

第10次中期総合計画の最終年度に当たる令和5年度においては、下記の内容のとおり、これまでの取り組みを積極的に進めます。また、自己改革工程表の内容に基づき、引き続き自己改革を進めます。

●第10次中期総合計画 令和5年度の取り組み

【多様化する農業形態に対応した担い手の育成・支援を強化します】

■経営支援機能の強化

1. 情報閲覧サービス、SNS等を活用した情報提供

- ①栽培技術動画の拡充などデジタルツール活用機会の創出

2. 行政及び専門機関等と連携した個別経営相談体制の構築

- ①行政及び専門機関等と連携した経営相談の実施
- ②獣医師・衛生検査場と連携した経営指導の実施
- ③普及課・経済連・融資担当者と連携した個別の畜産経営計画の策定

3. 新技術・新型農機具等の導入や補助事業を活用した規模拡大・生産性向上の提案

- ①補助事業等を活用した規模拡大
- ②園芸施設のリース方式等の整備検討
- ③農業生産性向上対策支援事業の継続

4. 担い手の経営課題に応えるための融資相談機能の強化

- ①重点訪問先に対する定期訪問活動
- ②ニーズに基づく融資商品の新設・提供
- ③融資担当者の農業・農業融資の知識向上

5. 農業リスク診断結果を活用した保障提案活動の実施

- ①農業リスク診断からの保障推進

■担い手育成支援及び新規就農者支援

1. 就農インターン制度等を活用した新規就農及び親元就農支援

- ①就農インターン制度の有効利用に向けた仕組みづくり
- ②就農5年以内の部会員への伴走支援

2. 中核的担い手によって形成される産地方策の策定

- ①「地域営農ビジョン促進協議会」を通じた「地域営農ビジョン」の進捗管理
- ②新たな生産基盤の創出のための調査研究

3. 新規就農モデルの確立（市との包括連携協定に基づく）

- ①新規就農者の経営支援

■営農資産等の流動化促進及び農業用施設の更新支援

1. 農地、農業用施設、機械等の流動化促進

- ①農地利用権設定の拡大
- ②経営継承事業等を活用した畜舎施設の再利用

2. 行政と連携した「人・農地プラン」の実質化（市との包括連携協定に基づく）

- ①地域計画策定に関する協議の場への参加及び周知活動

3. 農地情報共有化によるマッチングの強化

- ①農業用施設流動化の情報提供によるマッチング促進

4. 老朽化施設の改修や高度化等への支援

- ①施設貸借マッチング促進のための仕組みづくり

5. 中古農機流通の促進

- ①ホームページを活用した情報提供

■ 渉外活動の強化

1. 営農渉外活動による新技術や低コスト資材に関する情報提供

- ① 経済連、商系業者等との同行訪問による利用拡大

2. 営農関連施設再編後の利便性向上に向けたフォロー活動の強化

- ① 営農渉外・農機センター職員による面談件数の維持
- ② 施設再編を踏まえた渉外体制の再構築
- ③ 農薬配達試験結果の検証と結果を踏まえた制度設計・運用開始

3. 生産購買低利用・未利用者へのアプローチ強化

- ① データを活用した低利用・未利用者へのアプローチ
- ② 共選出荷者の営農購買利用率向上に向けた体制整備

■ 農作業の負担軽減、労働力の確保

1. 出荷調整作業の負担軽減及び産地基盤強化に向けた東三河地域青果物パッキングセンターの活用促進

- ① P C 利用経営収支モデルを活用した農家への利用提案

2. 無料職業紹介事業、外国人技能実習制度、農福連携などを通じた農業労働力の確保支援

- ① 無料職業紹介、外国人材活用、スポット雇用確保の支援
- ② 農福連携の取り組み拡大

3. 農作業支援業務の再構築（J A の農業経営等の研究を含む）

- ① 管理作業料の見直し
- ② 新たな農作業支援業務の検討・試験
- ③ J A による農業経営に関する研究

■ 部会組織の活性化

1. 組織の活性化と運営の効率化を見据えた生産者組織の見直し・再編

- ① 新集出荷場整備や部会員の高齢化等を踏まえた部会体制の検討
- ② 宝飯地区家畜防疫対策協議会と豊川市畜産振興会の再編協議

2. SNS 等を活用した多様な情報交換の実践

- ① 部会内 SNS の導入支援
- ② Instagram 等を活用した販売先、消費者への情報発信

■ 販売力の強化

1. 契約販売及び予約相対取引の拡大

- ① 予約相対取引の維持・拡大

2. 卸売市場や物流環境の動向変化を踏まえた販売先の選定及び集約化

- ① 運送業界の規制強化に関する販売対応策の協議
- ② 北海道地域のつまもの取扱シェアの維持・向上

3. 主要取引先との関係強化

- ① リモートでの配荷業務による市場訪問機会の増加
- ② 小売店等と協調した販売促進の実施
- ③ 仲卸業者、小売店との産地交流会の開催

4. 新集出荷場機能を活用した販売強化

- ① 新集出荷場の機能と販売方法の検討

5. 消費者・実需者ニーズに応じた出荷規格、包装容器への対応

- ① 市場を通じた実需者ニーズの調査による出荷規格の導入

6. 地産地消の促進と共選品の地元販売拡大

- ① 贈答期を中心とした、消費者ニーズに沿った共選品の販売拡大
- ② 産直品転送の検討
- ③ 新たな総菜の開発・試行販売

7. とよかわブランドを活用した関係機関との連携販売強化

- ① 豊川市観光協会等と連携したイベントの開催
- ② 地元団体等への販売窓口の整理・一元化

■生産性・収益の向上

1. 環境モニタリング装置、環境制御装置等の活用促進

- ① 取得データの共有化及びデータ活用を促す検討会の開催

2. 新技術、新資材の導入

- ① 新たな栽培体系、難防除病害虫対策、高温対策技術等の試験実施と研究会等での結果報告
- ② みどりの食料システム戦略に対応する資材・栽培技術の試験

3. 新品種試験の実施

- ① 卸売業者、実需者や種苗会社と連携した有望品目の選定、試験

4. 重油受注システム（ARS）の利用推進

- ① ARS 未利用者への利用推進

■資材コストの低減

1. 出荷形態の変更による出荷関連コストの低減

- ①花き市場荷扱料削減のための出荷資材の導入
- ②脱プラスチック資材に関する情報収集

2. 品目（銘柄）集約に向けた取扱商品・仕入先・仕入方法の選定・見直し

- ①情勢にあった商品と取引先の調査
- ②施設再編後の新たな購買店舗及び倉庫機能の検討

3. 予約取りまとめや奨励基準の見直し

- ①新たな取りまとめ方法の検討・実施

■地域農業の理解促進

1. 若年層を対象とした食農体験による地域農業の理解促進

- ①わい！わい！農園（親子農園）の実施
- ②花育体験の実施
- ③食育キャラバン隊活動の実施

2. 直売所を核とした地産地消の展開

- ①SNSを活用した消費者への情報発信
- ②小規模農家に対する栽培支援
- ③店舗利用者を対象とした地元農畜産物を使用した料理教室の開催

3. 女性部活動や支店活動等を通じた地産地消の推進

- ①事業所による食育活動の実施

■食の安全への取り組み

1. 生産履歴記帳の徹底と残留農薬分析の定期実施

- ①生産履歴のWeb利用率の向上
- ②残留農薬検査の定期実施
- ③産直加工品等の法令検査や行政届出書類等への支援

2. わい！わい！活動等を通じた健康的な食生活の推進

- ①健康・地産地消をテーマとした体験型イベントの開催

■安心なくらしの支援

1. わい！わい！ポイント制度を活用した複数事業利用の推進

- ①広報誌等を活用したPR

2. JAの総合事業を活かした事業利用の促進

- ①「SNS運用担当者会議（仮称）」を通じた事業利用の促進

3. 介護保険制度と業界動向を踏まえた安定的な介護サービス提供のための体制整備

- ①介護加算取得のための研修受講
- ②ケアプランデータ連携システムによる業務の効率化
- ③Web求人サイト等を活用したヘルパー、ケアマネジャーの人材確保

4. 介護利用者確保のための関係事業者への営業活動強化および新規利用者確保の取り組み強化

- ①介護セミナー等のイベントの開催
- ②各種広告物の活用や事業横断的な取り組みによるPR
- ③個別介護相談会の周知活動と定期開催

5. 訪問営業活動やイベント開催、新たな料金体系の導入等によるLPGの利用拡大

- ①他業者切替防衛
- ②新規契約者獲得・他業者切替、工務店・建築業者と業務連携
- ③ガス器具展示会・イベントでのPR
- ④拠点の複数化による定期訪問活動の強化

6. LPG使用歴データを活用したガス器具点検の実施と機器更新提案

- ①ガス器具訪問点検やDMを活用した機器更新需要の取り込み

7. 資産管理オーナー部会員への相談機能の強化（次世代層を意識した事業継承支援）

- ①事業承継・相続対策相談会・セミナーの開催

8. 資産管理オーナー部会員への事業計画提案活動

- ①賃貸物件の建替え・売却や土地活用の提案

9. 戸建住宅提案、空き家管理などの新たなサービスの提供

- ①SNSを活用した利用者への情報発信

10. マイホーム倶楽部会員に対する情報提供

- ①SNSを活用した会員・利用者への情報発信
- ②イベントを活用した会員ニーズの把握

11. 融資営業機能の強化（渉外、事業所融資、ローンセンター、事業間連携）

- ①ローンセンターによる住宅関連業者に対する勉強会等の開催
- ②金融渉外担当者へ生活資金ローン研修の実施
- ③貸出システム（R6年度）導入を見据えた体制整備の検討

12. 信用事業利用者への定期訪問と相談対応の強化による大口利用者の維持・確保

- ①信用事業利用者（住宅ローン利用者）へのライフプランサポートの実施
- ②職員による相続個別相談を目指した相談機能強化

13. 信用事業利用者の確保と低利用者への利用拡充

- ①信用事業新規利用の拡大
- ②J Aバンクアプリの利用拡大及び有効活用

14. 相続対策・資産形成を目的とした共済商品の提案

- ①あんしんチェックの実施

15. 多様な葬儀ニーズに対応するための体制整備

- ①Web広告を活用したPR実施
- ②葬儀体験イベントの実施を通じた利用拡大
- ③小規模葬に対する戦略策定・実施

16. 新たな葬儀サービスの設定及び葬儀プランの見直し

- ①葬儀事業活性化プロジェクトの継続実施

■地域コミュニティ、高齢社会への対応

1. わい！わい！活動や女性大学を通じた健康的な食生活の推進

- ①女性大学（フレッシュセミナー・すこやかセミナー）の開催

2. 支店活動を通じた組合員、利用者との関係性の強化や農業への理解促進

- ①事業所による食育活動の実施

3. わい！わい！活動を通じた文化・健康・福祉活動の拡充

- ①エリアグループ活動の拡充支援
- ②参加者への健康診断受診の推進
- ③ひまわりたすけあいの会「サロン」の開催

4. 行政や諸団体との連携によるコミュニティの場づくり

- ①豊川商工会議所と連携したフラワープロジェクトの実施

5. 年金受給開始世代ニーズに対応した新たな年金友の会サービスの提供

- ①組織活性課と連携したイベントの開催

■組合員の事業活動参画

1. 地域農業や食に積極的に関わる女性リーダーの育成

- ①新たな女性部全体行事の開催
- ②参加会メンバーと女性組合員との意見交換会の開催
- ③支店活動へ参加する女性組合員の拡充

2. 農協青年部の組織再編及びJ A運営への参画機会の創出

- ①常勤役員との意見交換会の開催

3. 組織基盤強化のための新規組合員の加入推進

- ①事業利用者への組合員加入の推進

■准組合員の地域農業応援団化

1. 信用共済事業を通じた地元農畜産物のPR

- ①地域農業応援団キャンペーンの実施
- ②地元農産物を活用した大口利用者への記念品進呈および出張ローン相談会での地元農産物の活用
- ③若年層へ向けた支店活動の実施

2. 農業まつり等のイベントを通じた地元農畜産物のPRおよび消費拡大

- ①おいでん祭・アグリフェスタなど各種イベントへの参加・開催

3. 農業体験を通じた地域農業の応援団化

- ①農業体験イベントの開催

■事業活動の再構築・損益構造改革

1. 総合施設整備計画に基づく施設整備

- ①総合施設整備計画の進捗状況の確認及び報告
- ②東三河3 J A組織整備等研究会におけるJ A経営基盤の確立・強化に向けた経営課題研究

2. 不稼働資産の有効活用と計画的な整理

- ①地区運営協議会と連携した不稼働資産の利活用の検討

3. 適正な要員管理

- ①拠点集約を想定した要員シミュレーションに基づく要員管理

4. 定量・定性ベンチマークによる計画進捗管理

- ①部門別会議での月次進捗管理

5. 手数料や利用料基準の明確化

- ①新集出荷場整備に伴う販売手数料・利用料基準の設定

6. わい！わい！ポイントデータやニーズ調査を活用した世代別提案活動

- ①ポイント関連データ等の分析に基づく各部署への提案実施

7. IOT、RPAの活用等による事業管理費の削減と事務の効率化

- ①事業管理費（業務費・施設費等）削減に向けた施策検討会の開催・運営
- ②RPAを含むデジタルツールの導入等を通じた事務効率化支援

8. 情報閲覧サービスの機能拡充によるペーパーレス化の促進

- ①情報閲覧サービスを活用した情報発信

9. 持続的かつ安定的な調達運用バランス構築とリスク管理に基づいた有価証券等運用

- ①安定性を確保した段階的な有価証券運用規模の拡大
- ②内部統制とPDCAサイクルに基づく運用リスク管理

10. わい！わい！活動等の参加者への事業利用提案

- ①わい！わい！活動参加者への事業紹介及びアンケート調査の実施

11. 地域の状況等を踏まえた総代・役員等の定数及び選出方法の見直し

- ①総代・役員等の定数及び選出方法の見直しを見据えた総合審議会の設置

■ガバナンス態勢強化

1. 内部統制の有効性確保に向けた内部監査機能の強化

- ①内部統制の適切性・有効性の検証
- ②リスク分析シートを活用した内部監査実施
- ③内部監査担当者の研修等を通じた品質評価向上

2. 不祥事未然防止のための全般統制整備

- ①内部統制システム基本方針を踏まえた全般統制項目の設定
- ②ヒアリングを通じた全般統制整備の進捗管理及び内部統制態勢の構築
- ③組合員組織事務受託要領等の改定に伴う実施状況の確認

3. 長期滞留債権の迅速な処理と処理方針策定

- ①延滞先等との面談を通じた債務者実態把握と改善計画に対するモニタリングの実施（四半期毎）
- ②重点取組債務者の設定ならびに適正な時期の債権処理実施

4. 会計監査人監査に対応する態勢整備

- ①経済事業における内部統制の整備
- ②資産自己査定マニュアルに基づく査定手順の検証

5. 大規模災害、流行性感染症の拡大を想定した事業継続への対応

- ①事業継続計画（BCP）の周知及び対応強化に向けた役職員向け研修や訓練の実施

■風土変革に向けた施策

1. 組織風土改革を促進するプロジェクトの実施

- ①DXに向けた検討
- ②外部プログラム等を通じた組織風土改革・人材育成基本方針の浸透

2. 組合員との関係性構築のための広報活動

- ①組合員広報誌等を活用したアンケートの実施
- ②LINE公式アカウントを活用した組合員・利用者との関係づくり

3. 新規事業創出のためのプロジェクト実施

- ①新規事業創出に向けた体制整備

4. 相談対応に必要な業務知識・資格習得の促進

- ①人材育成教育プログラムに基づいた研修受講及び業務知識・資格取得促進

5. 総合的な人材育成を目的とした研修の実施

- ①総合的な人材育成を目的とした研修の実施・派遣
- ②女性職員のキャリア形成支援、活躍促進に向けたセミナーの実施

6. 業務の効率化を図るための労働環境の整備と勤怠管理

- ①労務管理知識・スキルの向上による適正な勤怠管理と効率化の促進

7. 安定的な雇用環境および活力と働きがいのある職場を構築するための人事制度、雇用体系の整備

- ①新人事制度の運用開始に向けた整備（定年再雇用）

■ J A 自己改革の組合員への周知

1. 自己改革の継続的取り組みと成果発信

- ①組合員広報誌等を活用した成果発信

2. 組合員との徹底した議論の場づくり

- ①令和5年度組合員との対話方策の実践（組合員集会）
- ②令和5年度組合員との対話方策の実践（中核的担い手への訪問・対話）

3. 准組合員の意思反映や運営参画の実践

- ①令和5年度組合員との対話方策の実践（J A 組合員講座）
- ②准組合員の意思反映機会の検討

4. SDGsや地域貢献活動を通じた地域に根ざした組織としての機能の発揮

- ①地域住民のニーズに基づく地域貢献活動の実施

5. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな組合員・利用者との関係性構築

- ①わい！わい！活動のオンライン開催
- ②動画配信を活用した会合・研修の実施

令和5年度総合施設整備計画

施設名等	整備分類	根拠
こうごゆ支店	新設	老朽化及び事業効率化への対応
青果・花き集出荷場、営農本部棟	新設	既存施設の統合、利便性の向上
P O S システム	更新	インボイス制度への対応
パソコン	更新	老朽化への対応

(注) 諸条件により計画を変更する場合があります。

〈用語説明〉

通番	用語	説明
1	情報閲覧サービス	J A利用者向けのネットワーク
2	S N S	Social Networking Service の略 Web上で社会的ネットワークを構築できるサービスのこと LINE、Instagram、Twitterなどが代表的なサービス
3	人・農地プラン	農業者の話し合いに基づき、地域における農業の将来の在り方などを明確化した計画を市町村が発表したもの 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の公布に伴い「地域計画」と呼称する
4	環境モニタリング装置	ハウス内の温度や湿度等を測定する機器
5	みどりの食料システム戦略	食料・農林水産等の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指す農林水産省が策定した戦略
6	A R S	営農用重油受発注システム
7	I O T	Internet Of Things の略 自動車や家電等がインターネットにつながることで実現するサービスの総称
8	R P A	Robotic Process Automation の略 パソコン上の定型業務を自動化で行うこと
9	P D C Aサイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の略 業務を継続的に管理、改善するための手法
10	D X	Digital Transformation の略 デジタル技術を用いたビジネスモデルの創出および組織風土改革

● 不断の自己改革への取組み

JAひまわりは、地域になくてはならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組めます。

● 自己改革実践の基本的考え方【下線項目は数値目標設定】

令和4年度は組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取組みとして「肥料・農薬の予約購買利用率の向上」「契約販売・予約相対取引の拡大」「無料職業紹介・外国人材活用・一時雇用確保の支援」に取組み右記のとおり実績を挙げました。令和5年度も引き続き下記の内容に取り組んでいきます。

1. **訪問活動や部会会議、生産者組織代表者会議などを通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。**
2. **「農業者の売上増加・コスト低減」に繋がる担い手目線の必要な取組みについて、目標に向けて具体策を実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」に取り組めます。**
 - 中心となる担い手を対象として、次のことに取り組めます。
 - ア. 肥料・農薬の予約購買利用率の向上
 - イ. 小売店等と協調した販売促進
 - ウ. 契約販売・予約相対取引の拡大
 - エ. 無料職業紹介等を通じた雇用確保の支援
 - オ. 行政と連携した経営相談
 - 新規就農者を対象として、就農インターン制度利用者の拡充に取り組めます。
 - 必要な農業融資に積極的に取り組めます。
3. **改革の取組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革に繋げることで、PDCAサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。**

● 自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取組みについて

令和4年度は組合員との対話に基づく経営基盤の確立・強化の取組みとして「総合施設整備計画に基づく施設集約（経済部門・金融部門）」に取り組めました。しかしながら、直近の実績を基にした成行きシミュレーションにおいては依然として、事業利益の大幅な低下が見込まれております。

当組合は、総合施設整備計画を着実に実践するとともに、総合事業の効率的な運用により収支改善を図り、健全で持続性のある経営に取り組めます。

自己改革工程表

●自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

令和4年度は組合員の意思反映に向けて「中核的担い手への訪問・対話」「組合員集会」「組合員向け広報誌アンケート」等に取り組みました。

令和5年度につきましても自己改革の実践にあたっては、引き続き正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える准組合員の声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現し、組合員の評価を踏まえながら見直しを行います。

また、准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」に繋がるよう取り組みます。

	取組事項	令和4年度実績	令和5年度計画	
自己改革の取組み	肥料・農薬の予約購買 利用率の向上	コスト低減効果 (当用価格対比5%削減)	58.4%	60.0%
	契約販売 ・予約相対取引の拡大	売上増加効果 (とまと・大葉・スプレーマムの販売高4%向上)	青果924百万円 花き807百万円	青果900百万円 花き700百万円
	無料職業紹介 外国人材活用 一時雇用確保の支援	コスト低減効果 (求人コスト1回平均5万円削減)	82件	50件
経営基盤の確立・強化	総合施設整備計画に基づく施設集約 (経済部門)	青果・花き集出荷場、営農本部棟に係る整備案作成・用地取得交渉	青果・花き集出荷場、営農本部棟の設置	
	総合施設整備計画に基づく施設集約 (金融部門)	国府・御油統合支店に係る整備案作成	国府支店、御油支店、蔵子支店、東上支店、広石支店の廃止及び国府・御油統合支店の新設	
組合員との対話・意思反映	中核的担い手への訪問・対話	100名	100名	
	組合員集会	13会場	30会場	
	支店活動へ参加する女性組合員の拡充	61名	60名	
	組合員向け広報誌アンケート	1,516名	1,800名	
	わい！わい！活動参加者アンケート	150名	150名	
	JA組合員講座	7名	15名	

■数値計画

●営農部

(単位：千円)

販売品販売総取扱高				
項	目	令和5年度計画	令和4年度実績	計画設定率
米	・ 麦 ・ 大豆	327,500	320,372	102.2%
野	菜	3,062,300	3,048,084	100.5%
果	実	1,314,100	1,317,997	99.7%
花	き ・ 花木	2,500,800	2,509,310	99.7%
産	直	1,627,300	1,521,771	106.9%
その他農畜産物		839,000	572,428	146.6%
鶏	卵	471,300	486,195	96.9%
生	乳	571,800	576,234	99.2%
子	牛	141,800	131,141	108.1%
肉	用 牛	151,100	106,025	142.5%
肉	豚	554,400	587,271	94.4%
計		11,561,400	11,176,833	103.4%

(単位：千円)

購買品供給総取扱高（営農関連事業）				
項	目	令和5年度計画	令和4年度実績	計画設定率
肥	料	389,000	416,192	93.5%
農	薬	381,000	378,456	100.7%
飼	料	616,300	716,072	86.1%
畜	産	93,800	178,018	52.7%
園	芸	527,000	517,075	101.9%
種	苗	171,000	176,798	96.7%
農	機 具	241,000	236,110	102.1%
施	設 資 材	81,000	93,425	86.7%
グリーンセンター		603,300	485,672	124.2%
加	工	53,000	49,209	107.7%
計		3,156,400	3,247,032	97.2%

(単位：千円)

その他営農関連事業収益（施設利用事業）				
項	目	令和5年度計画	令和4年度実績	計画設定率
農	業	倉	庫	
		4,400	4,891	90.0%
冷	蔵	庫		
		3,500	3,548	98.6%
カントリーエレベーター				
ライスセンター		96,900	98,783	98.1%
米	・	菊	育	苗
		59,000	58,492	100.9%
受	託	農	作	業
		83,800	80,478	104.1%
	計	247,600	246,194	100.6%

定款第7条第1項10号に規定する研修等計画				
研	修	事	項	栽培知識・技術、出荷調製、資金計画等
研	修	作	物	生産部会栽培品目
研	修	圃	場	豊川市内の農用地等
研	修	者	数	2名程度
研	修	時	間	1,200時間／年（研修者1名あたり）
研	修	費	用	農業研修生に対する助成として年間144万円以内（1名あたり） 研修に必要な資材費等として年間60万円以内（1名あたり）

●生活部

(単位：千円)

購買品供給総取扱高（生活関連事業）				
項	目	令和5年度計画	令和4年度実績	計画設定率
石	油	785,800	780,385	100.6%
L	P	320,700	341,500	93.9%
葬	祭	185,000	177,955	103.9%
資	産	100,000	126,975	78.7%
	管			
	理			
	計	1,391,500	1,426,816	97.5%

介護福祉事業				
項	目	令和5年度計画	令和4年度実績	計画設定率
ケ	ア	2,190件/年	2,598件/年	84.2%
訪	問	18,000時間/年	17,979時間/年	100.1%
	介			
	護			

(単位：千円)

葬祭利用事業				
項	目	令和5年度計画	令和4年度実績	計画設定率
葬	祭	188,000	189,285	99.3%

(単位：千円)

宅地等供給事業				
項	目	令和5年度計画	令和4年度実績	計画設定率
宅	地	500,000	835,623	59.8%
	事			
	業			

●金融共済部

(単位：千円)

信 用 事 業			
項 目	令和5年度計画	令和4年度実績	計 画 設 定 率
貯 金 ・ 定 期 積 金	339,400,000	336,329,359	100.9%
貸 出 金	67,300,000	66,450,809	101.2%

(単位：長期共済・年金共済は千円、短期共済は件)

共 済 事 業 取 扱			
項 目	令和5年度計画	令和4年度実績	計 画 設 定 率
長 期 共 済 保 有 高	611,168,000	626,239,267	97.5%
うち生命総合共済保有高	198,214,000	209,169,882	94.7%
うち建物更生共済保有高	412,954,000	417,069,385	99.0%
年 金 共 済 保 有 高	7,750,000	7,542,192	102.7%
自 動 車 共 済	18,227	18,227	100.0%
自 賠 責 共 済	8,046	8,197	98.1%

令和5年度総合財務計画

(令和6年3月31日基準)

(単位：千円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 信用事業資産	348,078,000	1. 信用事業負債	340,912,000
(1) 現金	700,000	(1) 貯金	339,400,000
(2) 預金	250,905,000	(2) 借入金	620,000
系統預金	250,905,000	(3) その他の信用事業負債	892,000
(3) 有価証券	27,811,000	未払費用	70,000
(4) 貸出金	67,300,000	その他の負債	822,000
(5) その他の信用事業資産	1,674,000	2. 共済事業負債	881,000
未収収益	1,641,000	(1) 共済資金	430,000
その他の資産	33,000	(2) 未経過共済付加収入	440,000
(6) 貸倒引当金	△312,000	(3) 共済未払費用	10,000
2. 共済事業資産	14,000	(4) その他の共済事業負債	1,000
(1) その他の共済事業資産	14,000	3. 経済事業負債	810,000
3. 経済事業資産	1,719,000	(1) 経済事業未払金	600,000
(1) 経済事業未収金	1,400,000	(2) 経済受託債務	206,000
(2) 経済受託債権	161,000	(3) その他の経済事業負債	4,000
(3) 棚卸資産	250,000	4. 雑負債	560,000
繰越購入品	240,000	5. 諸引当金	1,761,000
その他の棚卸資産	10,000	(1) 賞与引当金	330,000
(4) その他の経済事業資産	53,000	(2) 退職給付引当金	1,040,000
(5) 貸倒引当金	△145,000	(3) 役員退職慰労引当金	25,000
4. 雑資産	400,000	(4) ポイント引当金	100,000
5. 固定資産	7,582,000	(5) 特例業務負担金引当金	266,000
(1) 有形固定資産	7,564,000	負債の部合計	344,924,000
減価償却資産	13,571,000	(純資産の部)	
土地	3,380,000	1. 組合員資本	25,223,000
減価償却累計額	△9,387,000	(1) 出資金	1,389,700
(2) 無形固定資産	18,000	(2) 資本準備金	1,200
6. 外部出資	11,030,000	(3) 利益剰余金	23,836,900
系統出資	10,955,000	利益準備金	5,662,400
系統外出資	75,000	その他利益剰余金	18,174,500
7. 繰延税金資産	624,000	任意積立金	15,786,400
		当期末処分剰余金	2,388,100
		(うち当期剰余金)	338,700
		(4) 処分未済持分	△4,800
		2. 評価・換算差額等	△700,000
		(1) その他有価証券評価差額金	△700,000
		純資産の部合計	24,523,000
資産の部合計	369,447,000	負債及び純資産の部合計	369,447,000

令和5年度総合損益計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1. 事業総利益	4,802,600	(7) 販売事業収益	1,507,400
(1) 信用事業収益	2,407,600	販売手数料	426,700
資金運用収益	2,236,000	販売品販売高	866,300
(うち預金利息)	1,477,000	その他の収益	214,400
(うち有価証券利息)	182,000	(8) 販売事業費用	755,200
(うち貸出金利息)	547,000	販売品販売原価	654,300
(うちその他受入利息)	30,000	その他の費用	100,900
役務取引等収益	76,400	販売事業総利益	752,200
その他事業直接収益	20,200	(9) 保管事業収益	4,400
その他経常収益	75,000	保管事業総利益	4,400
(2) 信用事業費用	304,700	(10) 利用事業収益	188,000
資金調達費用	109,500	(11) 利用事業費用	76,100
(うち貯金利息)	100,000	利用事業総利益	111,900
(うち給付補填備金繰入)	3,400	(12) 宅地等供給事業収益	106,500
(うち借入金利息)	900	(13) 宅地等供給事業費用	69,100
(うちその他支払利息)	5,200	宅地等供給事業総利益	37,400
役務取引等費用	22,200	(14) その他の事業収益	300,900
その他事業直接費用	134,000	(15) その他の事業費用	67,000
その他経常費用	39,000	その他の事業総利益	233,900
信用事業総利益	2,102,900	(16) 指導事業収入	9,600
(3) 共済事業収益	973,000	(17) 指導事業支出	71,300
共済付加収入	930,000	指導事業収支差額	△61,700
その他の収益	43,000	2. 事業管理費	4,523,200
(4) 共済事業費用	55,000	(1) 人件費	2,994,900
共済推進費	40,000	(2) 業務費	584,700
その他の費用	15,000	(3) 諸税負担金	143,900
共済事業総利益	918,000	(4) 施設費	789,000
(5) 購買事業収益	3,733,900	(5) その他事業管理費	10,700
購買品供給高	3,476,000	事業利益	279,400
購買手数料	231,700	3. 事業外収益	234,000
その他の収益	26,200	4. 事業外費用	29,500
(6) 購買事業費用	3,030,300	経常利益	483,900
購買品供給原価	2,953,300	5. 特別利益	—
その他の費用	77,000	6. 特別損失	—
購買事業総利益	703,600	税引前当期利益	483,900
		法人税・住民税及び事業税	145,200
		法人税等調整額	—
		法人税等合計	145,200
		当期剰余金	338,700
		当期首繰越剰余金	36,600
		デジタル化推進積立金取崩額	33,000
		施設整備積立金取崩額	1,949,800
		地域農業振興積立金取崩額	30,000
		当期末処分剰余金	2,388,100

第6号議案資料

役員を選任について

1. 理事候補者25名

(五十音順敬称略)

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
豊川地区 (東)推薦	あんどう けんじ 安藤 憲史 昭和45年9月17日	正	農業(大葉) 農業経営士 平成9年11月 就農 平成22年3月 つまもの部会長 《認定農業者》	JAと組合員が信頼し合い、協力しあえる関係性を築き、地域の多様な要望や問題提起に耳を傾け、解決出来るように取り組みます。
音羽地区 推 薦	いその かずのり 磯野 一則 昭和33年5月28日	正	農業(水稻、野菜) 昭和62年6月 音羽町役場 入職 平成31年3月 豊川市役所 退職 平成31年4月 同 再任用 (現在に至る)	JAひまわりの経営と事業運営に寄与していきます。
豊川地区 (西)推薦	いとう ひろみ 伊藤 浩巳 昭和29年1月26日	正	農業(水稻、柿、野菜) 平成26年2月 就農 令和4年11月 豊川用土地改良区総代 (現在に至る)	組合員の皆様方のためになるJAひまわりの活動を、理事として微力ながら努めます。
一宮地区 推 薦	いまいづみ きょうこ 今泉 京子 昭和31年11月28日	正	農業(トマト、野菜) 昭和53年4月 就農 平成13年4月 JAひまわり女性部長 《実践的能力を有する者》	理事として組合員の意見を事業運営に反映するよう努力します。また、農協経営の信頼性向上に努めます。
一宮地区 推 薦	いまいづみ のりお 今泉 教夫 昭和33年11月8日	正	農業(大葉、鉢物) 農業経営士 昭和62年4月 就農 平成23年6月 非常勤監事就任 平成26年3月 つまもの部会長 平成26年6月 非常勤監事退任 平成29年7月 豊川市農業委員 (現在に至る) 《認定農業者》	農協職員の意識改革に努め、厳しい環境だからこそ考えを改め変革する事が必要です。農家目線で3年間務めます。
一宮地区 推 薦	いまいづみ ひでや 今泉 秀哉 昭和29年1月17日	正	農業(水稻) 平成23年6月 専務理事就任 平成26年6月 専務理事重任 平成29年6月 専務理事重任 令和2年6月 専務理事退任 《実践的能力を有する者》	農業経営の持続的安定に資する施設投資や事業運営に徹し、組合員と共に前進できるよう全力を尽くします。

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
豊川地区 (西)推薦	おおたき たかあき 大瀧 隆昭 昭和29年10月15日	正	農業（水稲、ブロッコリー） 平成22年4月 就農	役員としての責務を自覚し、組合員利用者の元気づくりに貢献するように努力します。
豊川地区 (東)推薦	おかもと たけし 岡本 武志 昭和37年4月3日	正	農業（いちご、水稲） 平成10年7月 就農 平成27年8月 いちご部会長 令和 2年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る) 《実践的能力を有する者》	新集出荷場で地元とJAともに発展できるよう努力します。
豊川地区 (中)推薦	おざわ いわじ 小澤 岩次 昭和45年2月1日	正	農業（ミニトマト、花き、野菜、水稲） 農業経営士 平成27年3月 洋花部会長 平成29年6月 非常勤理事就任 令和 2年6月 非常勤理事重任 (現在に至る) 《認定農業者》	地域活性化と農業者の生産拡大、所得増大に取り組み、JAが地域コミュニティの役割を持ち、地域に必要とされるため理事として職務に励みます。
豊川地区 (中)推薦	かわい ひろひさ 河合 宏尚 昭和34年7月17日	正	農業（スプレーマム） 平成24・25年度 愛知県スプレーマム部会長 平成25年3月 スプレーマム部会長 平成29年8月 豊川市農業委員 令和 2年6月 非常勤監事就任 令和 2年8月 豊川市農業委員会 農地利用最適化推進委員長 (現在に至る) 《実践的能力を有する者》	農業に携わる世帯の生活の安定と地域農業の発展に全力を尽くします。
学識経験 推薦	きとう しょういち 木藤 昇一 昭和39年1月7日	准	平成24年4月 JAひまわり総合企画部長 平成27年4月 同 営農部長 平成29年6月 同 総合企画部長 令和 2年 6月 常務理事就任 (現在に至る) 《実践的能力を有する者》	地域農業の振興支援と組合員の生活向上、組合の健全経営に尽力します。
小坂井地区 推薦	さかい としあき 酒井 俊明 昭和32年1月22日	正	農業（水稲、野菜、ブロッコリー、ほうれん草、枝豆） 平成26年7月 豊川市農業委員 令和 2年 6月 非常勤代表監事就任 (現在に至る) 《実践的能力を有する者》	農業の持続的な発展のため尽力する所存です。

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
一宮地区 推薦	すぎえ しげひろ 杉江 繁宏 昭和36年12月10日	正	農業（トマト、水稲、メロン、ブロッコリー） 農業経営士 昭和56年4月 就農 平成9年4月 青年部長 平成22年9月 トマト部会長 令和2年6月 非常勤理事就任 （現在に至る） 《認定農業者に準ずる者》	農協理念を遵守し、組合員と職員に寄り添い、持続可能な農協の健全経営に努めます。
小坂井地区 推薦	たかはし きよひと 高橋 聖吏 昭和36年11月29日	正	農業（水稲、野菜、果樹） 農業経営士 平成26年6月 非常勤監事就任 平成29年6月 非常勤理事就任 令和2年6月 非常勤理事重任 （現在に至る） 《認定農業者に準ずる者》	役員としての責務を自覚し、組合員・利用者の元気づくりに貢献できるように努力します。
女性組織 推薦	とやま せいこ 外山 誓子 昭和28年8月28日	正	農業（水稲、キャベツ、ブロッコリー、茄子、オクラ） 平成28年4月 農村生活アドバイザー 三河支部長 令和2年6月 非常勤理事就任 （現在に至る）	女性部の意見を聴き明るく笑顔のある女性部との懸け橋になれるよう精進します。
御津地区 推薦	なかにし まさゆき 中西 昌幸 昭和40年7月12日	正	農業（ガーベラ、水稲） 平成26年3月 洋花部会長 平成26年4月 愛知県花き温室園芸組合連合会副会長 令和2年6月 非常勤理事就任 （現在に至る） 《認定農業者》	農家所得の向上と組合員と地域社会の発展に努めます。
音羽地区 推薦	なかむら としあき 中村 敏明 昭和28年7月3日	正	農業（水稲） 令和2年6月 非常勤監事就任 （現在に至る）	監事として3年間従事した経験を活かし、理事として健全で透明性の高い運営を目指していきます。
御津地区 推薦	はだの よしひろ 波多野 喜啓 昭和32年8月21日	正	農業（水稲、野菜） 平成26年6月 非常勤理事就任 平成29年6月 非常勤監事就任 令和2年6月 非常勤理事就任 （現在に至る）	農業を取り巻く環境は厳しい中で、組合員の声を聞き必要とされるJAを目指し尽力します。
学識経験 推薦	ばんの まさあき 伴野 雅章 昭和39年2月25日	准	平成24年4月 JAひまわり生活部長 平成26年4月 同 総務部長 平成30年4月 同 監査室長 令和2年6月 専務理事就任 （現在に至る） 《実践的能力を有する者》	自己改革の継続的な実践を通じ、地域農業の振興と組合員のくらしを守るため、百折不撓の精神で取り組みます。

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
豊川地区 (中)推薦	ひじかた としゆき 土方 敏由 昭和39年7月13日	正	農業（ハーブ類、木ノ芽、水稻） 農業経営士 平成27年4月 東三温室園芸農協 ハーブ部会長 平成29年4月 同 木ノ芽部会長 令和元年6月 同 監事 《認定農業者》	役員としての責務を自覚し、地域農業の発展と組合員の更なる生活向上のために尽くします。
女性組織 推薦	ふじしま のりえ 藤島 則枝 昭和34年9月9日	正	農業（水稻、野菜） 農村生活アドバイザー 平成23年4月 女性部長（～平成29年4月） 平成27年4月 愛知県女性協議会副部長 令和2年6月 非常勤理事就任 （現在に至る） 《認定農業者に準ずる者》	そ菜、花作りを通しての経験と女性としての視点を活かし、JAひまわりの運営に貢献します。
豊川地区 (東)推薦	むらかわ かずひろ 村川 和弘 昭和50年4月25日	正	農業（なめこ、木耳） 平成21年4月 就農	理事として健全経営及び社会的信用性向上に寄与していきます。
豊川地区 (西)推薦	やまぐち なおひろ 山口 直宏 昭和31年4月3日	正	農業（大葉） 昭和53年4月 愛知県豊橋農業改良普及所 入職 平成29年3月 愛知県東三河農林水産事務所 田原農業改良普及課退職 平成29年6月 非常勤理事就任 令和2年6月 非常勤理事退任 《認定農業者》	地域農業活性化と担い手が持続可能な農業経営・振興に努めます。
御津地区 推薦	やまぐち まさこ 山口 雅子 昭和33年10月12日	正	農業（水稻、いちご、イチジク） 農村生活アドバイザー 令和3年4月 女性部長 令和4年4月 農村生活アドバイザー 豊川ブロック長 （現在に至る） 《認定農業者に準ずる者》	組合員とのパイプ役となり女性の意見をより多く伝え、組織の活性化と地域農業の発展に努めます。
学識経験 推薦	よしむら まさのり 吉村 正則 昭和35年9月10日	准	平成22年3月 JAひまわり総務部長 平成26年4月 同 リスク管理室長 平成26年6月 同 金融共済部長 平成29年6月 常勤監事就任 令和2年6月 常勤監事重任 （現在に至る） 《実践的能力を有する者》	組合員の豊かな暮らしに貢献できるようJAとしての総合力の発揮と健全な組合運営に努めていきます。

2. 監事候補者8名

(五十音順敬称略)

役員候補者区分	氏名 生年月日	組合員資格	略歴	所信
学識経験推薦	おおい としひろ 大井 年弘 昭和38年1月17日	正	平成26年4月 J Aひまわり生活部長 令和 2年 6月 同 監査室長 令和 5年 3月 同 退職 令和 5年 4月 同 再雇用 (現在に至る)	監事の視点から、事業運営を点検し内部統制の強化を図り健全経営がなされているか確認していきます。
音羽地区推薦	おおばやし みつじ 大林 充始 昭和32年12月29日	正	農業(水稲) 昭和55年4月 音羽町役場入職 平成27年4月 豊川市教育委員会 学校給食課長 平成28年3月 豊川市役所退職 平成28年4月 (福)豊川市社会福祉協議会就職 令和 2年 6月 非常勤理事就任 (現在に至る)	監事として事業運営を点検し、経営の信頼性向上に寄与します。
豊川地区(中)推薦	おかだ いくこ 岡田 育子 昭和38年3月24日	正	農業(水稲)	監事として事業運営を点検し、経営の信頼性向上に寄与していきます。
員外監事推薦	かきの え 柿野 さと恵 昭和48年7月7日	員外	平成23年12月 柿野さと恵行政書士事務所 開業 令和 4年 5月 行政書士法人ポラリス設立 代表社員 (現在に至る)	員外監事として健全で透明性の高い運営がなされているか確認し、経営の信頼性向上に寄与していきます。
豊川地区(西)推薦	かみや たかゆき 神谷 隆行 昭和50年4月11日	正	農業(水稲) 平成10年4月 就農 平成26年6月 非常勤監事就任 平成29年6月 非常勤理事就任 令和 2年 6月 非常勤理事退任	監事として事業運営を点検し、経営の信頼性向上に寄与していきます。
一宮地区推薦	こんだ たかし 近田 貴 昭和35年7月11日	正	農業(茄子、ピーマン、サニーレタス、大根、果樹、水稲) 昭和59年4月 愛知県経済連入組 平成30年3月 同 退職 平成30年4月 就農 令和 2年 8月 豊川市農業委員 (現在に至る)	健全で透明性の高い運営がなされているか確認していきます。
小坂井地区推薦	さかきばら としお 榊原 利男 昭和32年12月7日	正	農業(水稲、柑橘類、いちじく)	監事として事業運営を点検し、健全経営と信頼性向上に貢献出来るように努めます。
御津地区推薦	たねい つとむ 種井 務 昭和32年1月1日	正	農業(水稲) 昭和50年4月 愛知食糧事務所入所 平成25年4月 東海農政局 担い手育成課課長補佐 平成26年3月 同 退職	組合の健全性を確保し、組合員及び地域社会の信頼に応えるよう努めます。

- (注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者6名、農業協同組合法施行規則（以下、「施行規則」という。）第76条の2第1項各号で定める認定農業者に準ずる者4名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第2号で定める実践的能力を有する者8名の計18名により、施行規則第76条の2第1項第1号の要件を満たしております。
2. 理事候補者のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的能力を有する者）は次のとおりです。当該候補者については、経験や実績等から当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。
- ①当組合および農協組織関係者であり、部・次長以上の経験者、又は営農事業関係に10年以上携わったOB・OG
 - ②国・県において農政、試験研究など農業に関連する業務に10年以上携わった者、又は地方公共団体において、農政、農業改良普及、農地管理等の業務に10年以上携わった者。
 - ③豊川市農業委員の経験者
 - ④常時雇用する従業員数が一定規模（50名程度）以上の会社において部長レベル以上の役職を経験した者、又は当組合が行う業務に精通し、5年以上携わった者。
 - ⑤生産部会の代表者およびその経験者
 - ⑥上記①～⑤に準ずる者
3. 施行規則第76条の2第1項第1号の規定に該当する者（認定農業者に準ずる者）は次のとおりです。
- イ. 認定農業者である法人の重要使用人
 - ロ. 認定農業者OB・OG
 - ハ. 認定農業者の行う農業に従事し、その経営に参画している親族
 - ニ. 認定就農者
 - ホ. 経営所得安定対策交付金の対象となる要件を満たす集落営農組織の役員
 - ヘ. 国・地方公共団体の計画に位置づけられた中心的農業者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族
 - ト. 指導経営士
 - チ. 基本構想水準到達者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族
 - リ. 生産部会の代表者
4. 役員候補者と当組合との間における特別の利害関係は次のとおりです。
- ①理事候補者 安藤憲史氏、伊藤浩巳氏、今泉教夫氏、岡本武志氏、小澤岩次氏、中西昌幸氏、波多野喜啓氏、伴野雅章氏、土方敏由氏、村川和弘氏、山口直宏氏は、当組合との間に貸付の利用関係がありません。
 - ②監事候補者 神谷隆行氏は、当組合との間に貸付の利用関係があります。
5. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。
6. 柿野さと恵氏は員外監事候補者であります。
7. 柿野さと恵氏を員外監事候補者とした理由は、同氏の経験を当組合の監査に活かしていただきたいため、員外監事としての選任をお願いするものであります。

第8号議案資料

退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

1. 退任役員の名簿

(五十音順敬称略)

氏名	略歴
石田 知秀	平成26年6月 非常勤理事就任 平成29年6月 非常勤理事退任 平成29年6月 非常勤代表監事就任 令和 2年6月 非常勤代表監事退任 令和 2年6月 非常勤理事就任 金融委員・経済委員 (現在に至る)
岩瀬 靖宏	平成17年6月 非常勤監事就任 平成20年6月 非常勤監事退任 平成20年6月 非常勤理事就任 平成23年6月 非常勤理事退任 平成23年6月 非常勤代表監事就任 平成26年6月 非常勤代表監事退任 平成26年6月 非常勤理事就任 平成29年6月 非常勤理事重任 令和 2年6月 非常勤理事重任 豊川中事業所担当理事・総務委員 (現在に至る)
梅田 喜嗣	平成26年6月 常勤監事就任 平成29年6月 常勤監事退任 平成29年6月 常務理事就任 令和 2年6月 常務理事重任 信用共済担当 総務委員・金融委員 (現在に至る)
岡田 浩二	令和 2年6月 非常勤監事就任 (現在に至る)
小島 哲雄	令和 2年6月 非常勤理事就任 経済委員 (現在に至る)
小林 雄二	令和 2年6月 非常勤理事就任 経済委員長 (現在に至る)
権田 晃範	平成26年6月 代表理事組合長就任 平成29年6月 代表理事組合長重任 令和 2年6月 代表理事組合長重任 一宮事業所担当理事 (現在に至る)
鈴木 忠利	平成29年6月 非常勤理事就任 令和 2年6月 非常勤理事重任 御津事業所担当理事・総務委員 (現在に至る)

氏 名	略 歴
鈴木 泰	令和 2年6月 非常勤理事就任 金融委員 (現在に至る)
田中 勢子	平成29年6月 非常勤員外監事就任 令和 2年6月 非常勤員外監事重任 (現在に至る)
内藤 充洋	平成29年6月 非常勤監事就任 令和 2年6月 非常勤監事退任 令和 2年6月 非常勤理事就任 金融委員 (現在に至る)
中西 登吾	平成29年6月 非常勤理事就任 令和 2年6月 非常勤理事重任 金融委員・経済委員 (現在に至る)
中村 丈晴	平成29年6月 非常勤監事就任 令和 2年6月 非常勤監事退任 令和 2年6月 非常勤理事就任 金融委員 (現在に至る)
能勢 勉	令和 2年6月 非常勤監事就任 (現在に至る)
林 泉	平成29年6月 非常勤理事就任 令和 2年6月 非常勤理事重任 豊川東事業所担当理事・総務委員 (現在に至る)
村澤 公俊	平成29年6月 非常勤理事就任 令和 2年6月 非常勤理事重任 総務委員 (現在に至る)
柳瀬 年宏	平成29年6月 非常勤監事就任 令和 2年6月 非常勤監事退任 令和 2年6月 非常勤理事就任 豊川西事業所担当理事・総務委員 (現在に至る)
渡邊 安丹	令和 2年6月 非常勤監事就任 (現在に至る)

報告事項2

J Aバンク基本方針の一部変更について

J Aバンク基本方針については、金融情勢の変化、J Aバンク会員の経営状況等を踏まえ、J Aバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証し、必要に応じて当該方針の内容を変更することとされている。

今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、J Aバンク会員を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、J Aバンク会員が経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、令和5年3月16日開催の農林中金臨時総代会において、J Aバンク基本方針の変更にかかわる承認を受けた。

については、その主な変更内容および変更後のJ Aバンク基本方針を次のとおり報告する。

（1）主な変更内容

・ 統一的な内部管理態勢の確保にかかわる対応

①農林中金はJ Aバンクの総合的戦略に加え、「内部管理態勢の構築にかかる指針」を樹立する旨を追加する。

（注）「内部管理態勢の構築にかかる指針」は、J Aバンク会員が金融機関として重点的な対応が必要となる内部管理態勢を具体化するため、令和5年2月22日開催の農林中金経営管理委員会において新たに制定されたものである。

②J Aバンク会員の責務として、「J A・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する」旨を追加する。

・ 役員による金融商品取引法違反にかかわる対応

レベル格付指定基準（業務執行体制）に、「J A・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合」を追加する。

（2）変更後のJ Aバンク基本方針（本文）

変更後のJ Aバンク基本方針は、次のとおりである。

「JAバンク基本方針」

I 「JAバンクシステム」の基本的方向

「JAバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJAと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「JAバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「JA」には1県1JAを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 JAバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「JAバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、JAバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・JAに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、JAバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、JA・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (5) 農林中金は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2 JA・信連の役割

- (1) JA・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「JAバンク県本部」を設置し、管内JAが本方針を遵守するように指導し、JAは信連の指導を遵守する。なお、管内JAの合意が得られる

場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。

ただし、信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJAに対し必要な指導を行う。

(注) 信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。

(3)信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1JA県域においてはJA。）は、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。

(4)信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会との連携

(1)農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会と連携を図る。

(2)信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会と連携を図る。

(3)農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

(4)信連は(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

Ⅲ 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

(1)JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。

(2)JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。

(3)(1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

(1)JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。

ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。

(2)JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。

(3)JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) J A・信連は、J Aバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
 - (2) 本方針に定める基準に該当するJ Aは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
 - (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (注) (1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJ A・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJ A・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJ A・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
 - (2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (注) (1)の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

- (1) J Aバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、J A・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、J Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
 - (2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
 - (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJ Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
- (注) (1)の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJ A・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1)に該当しないJ Aは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該J

Aは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

(注) (2)の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

(1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJA（以下「再編成希望JA」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。

(2) この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2)の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源抛出

(1) JA・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源抛出等を行う。

(2) この抛出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

(注) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、別紙7に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附 則)

- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、別紙3-1、3-3の自力再建型資本注入を受けたJAにか

- かる基準、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
 - 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
 - 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
 - 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
 - 8 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙1-2の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
 - 9 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善JA（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成24・25・26事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
 - 10 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善JA（体制整備基準）の指定にあたっては、平成27事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
 - 11 平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-1の要改善JA（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成27年1月1日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成26年1月1日時点で既に要改善JA（経営点検基準）に指定を受けているJAには「指定後2年経過」を「1年経過」に短縮のうえ適用する。
 - 12 平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-2の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成27年1月1日より適用する。
 - 13 平成28年3月16日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行日（平成28年4月1日）より適用する。
 - 14 平成30年3月16日付一部変更に伴う、Ⅲの7、別紙1-1の会計監査報告の写しの提出、別紙1-2の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、別紙2-2の指定基準ならびに別紙5-1については、平成31事業年度より適用する。
 - 15 平成30年3月16日付一部変更に伴う、別紙4の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成30年3月16日時点で既にレベル1、2の指定を受けているJAには「指定後1年以内」を「平成31年3月16日まで」と読み替えて適用する。
 - 16 平成30事業年度または平成31事業年度の開始の時において農業協同組合法施行令第22条第1項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成31年5月31日までに農林中金に報告したJA（レベル格付の指定を受けているJAを除く。以下「事業再編選択JA」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、別紙5-2による。

- 17 **別紙2-2**にかかわらず、平成31事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認されたJAのレベル格付指定までの猶予期間は、JAバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成31年3月14日付一部変更に伴う、Ⅱの3、Ⅲの3、**別紙1-1**、**別紙1-2**の中央会等との連携およびJA全国監査機構監査にかかる報告等については平成31年9月30日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。
- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙2-2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-1**の資産精査の実施基準、**別紙2-1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2-2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。

以 上

基本方針別紙体系図



別紙 1 - 1

J A・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ○ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（J A） ○ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	○ 損益・自己資本比率による基礎情報（J A）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告	
J A・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。	

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
○別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合		
○別紙2-1に定める要改善J Aの指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率8%未満」に該当する場合		
○以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 (J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める)
	(4) 大口与信先への与信 (J Aに限り適用)	
	(5) 非保全債権 (大口与信先のうち要管理先以下) 考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率 (J Aに限り適用)	15%以上 (J Aバンク健全化要綱で定める場合には資産精査を省略できる)
	固定資産等	(1) 事業利益赤字
(2) 他部門運用 (J Aに限り適用)		
○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合		
➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合		
➤ 行政検査を拒否した場合		

J A・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J A・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	<p>○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。</p> <p>※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。</p>
行政検査・会計監査人の指摘事項等	<p>行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等	<p>不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善J A制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。</p> <p>※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。</p>
会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

(1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合 ➤ 法令または定款により会計監査人を置くべきJ A・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
--

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

(2) J Aは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2 - 1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1 ・ 2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

<経営改善取組内容>

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ ストレストテスト後自己資本比率 8 % 未満 （J A にかかるストレストテストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1 ・ 2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・ 信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合 ○ J A ・ 信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合※
	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・ 信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

※ J A ・ 信連に関連する業務は、J A ・ 信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A ・ 信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A ・ 信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・ 信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A (不祥事点検基準・体制整備基準)

別紙 1-2 の報告により、以下の基準に該当した J A は、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 J A (不祥事点検基準)	<ul style="list-style-type: none">○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善 J A (体制整備基準)	<ul style="list-style-type: none">○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、要改善 J A (不祥事点検基準) にあつては再発防止策、要改善 J A (体制整備基準) にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1-2 の報告(体制整備モニタリング)において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJA・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 JA

		運用対象
レベル1	貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル2 レベル3	貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

		運用対象
レベル1		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル2 レベル3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規与信行為の停止。

(共通)

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、JAにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、JAバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

指定支援法人によるレベル格付 J A ・ 信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と 活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎 に中央本部で審議)	支援の前提条件	
利子補給 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ: 貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間: 10 年以内 ○利子補給率: 1 %以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること 	
債務保証 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ: 利子補給と同じ ○期間: 10 年以内 ○保証割合: 100%以内 ○保証料率: 0.1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○利子補給と同じ 	
資本 注入	事業再編型 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○レベル 1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル 2)	<ul style="list-style-type: none"> ○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合: <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・ 自己責任を果たすこと ・ 10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・ 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル 1~2)	<ul style="list-style-type: none"> ○自己資本比率 4 % 超 10% までの範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年以内に確実に消却原資を確保すること ・ 注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後 5 年以内に 8 % 以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル1~3)	○助成対象: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用(継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限)	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1~3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則(減資、経営責任の追及、組織の消滅)に準じた対応を行うこと(貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守) ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1~3)	○対象債権: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額: 譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間: 10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1~2)		

※ 一部事業譲渡型: J Aにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(J AについてはJ Aバンク健全化要綱において定める。)
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入(事業再編型)、資金贈与(財務支援・事業再編型)を活用することができる。
- ・ J Aバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、J A バンク健全化要綱において定める。

別紙 5 - 2

事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、Ⅲの 7 (2) および別紙 5 - 1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7 (2)	(1) に該当しない J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J A は、	(1) に該当しない事業再編選択 J A は、 事業再編が完了するまでの間
	当該定款の定めを設けるまでの間	
別紙 5 - 1	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 内部管理態勢の有効性の検証 ▶ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2 - 2 にかかわらず、事業再編選択 J A については、別紙 1 - 2 の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 3 年間で上限）	○事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。

指定支援法人による再編成希望 J A にかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

2 支援の前提条件等

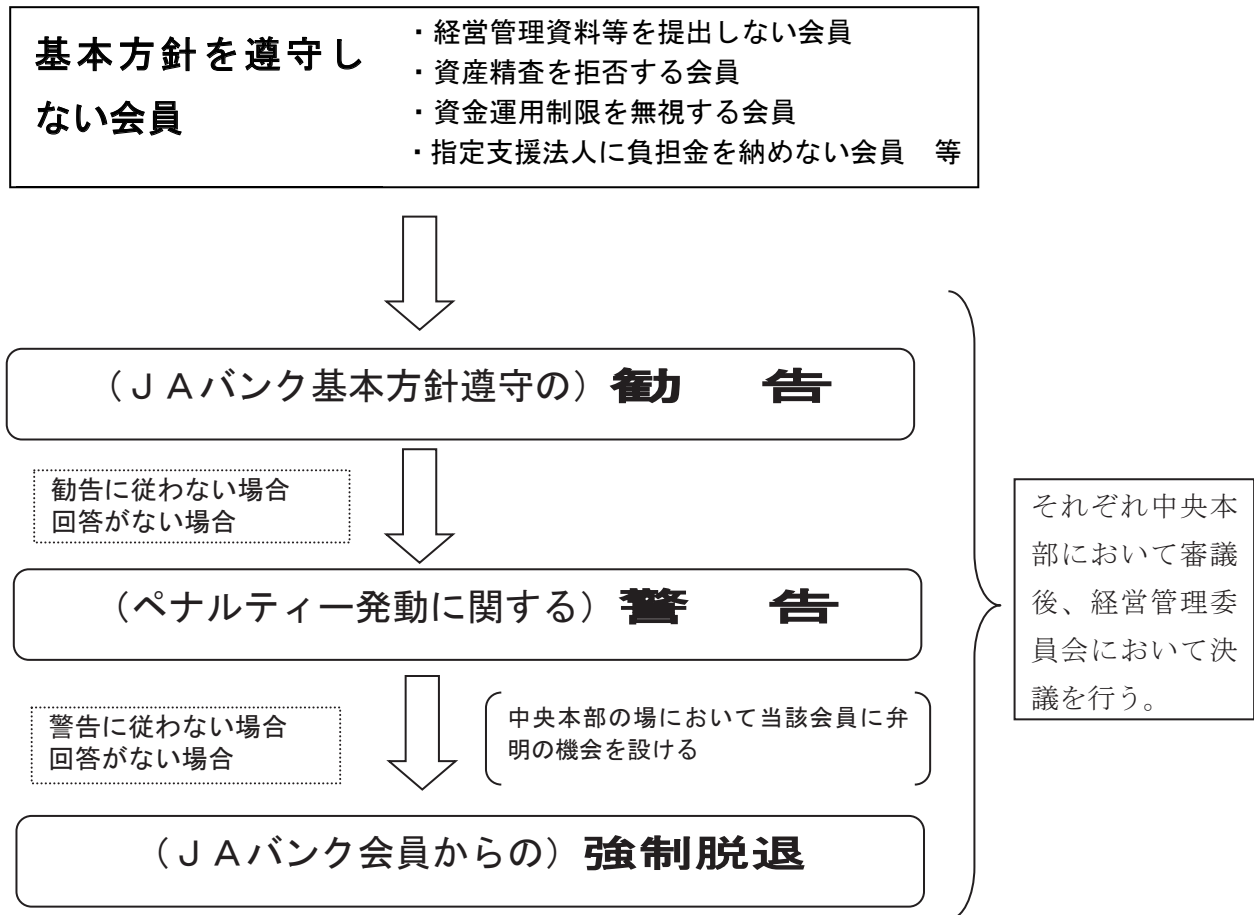
支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：J A 信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 %以内 	○営農・経済事業に注力することを目的とした J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内 	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	
損害担保	<ul style="list-style-type: none"> ○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内 	

・支援の具体的な内容については、J A バンク 健全化要綱において定める。

別紙 7

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
<ul style="list-style-type: none"> ○ Iの1、2、4、5および6 ○ IIIの1 ○ IIIの5および6、別紙2-1、別紙2-2 ならびに別紙4 ○ IIIの8および別紙6 ○ IIIの9 ○ 附則16および別紙5-2 	農林中金とみなして適用する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ Iの3 ○ IIIの2((3)を除く) 	信連とみなして適用する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ IV 	JAバンク会員とみなして適用する。

参考

運営協議会委員名簿

(任期 令和5年4月1日～令和8年3月31日)

(順不同敬称略)

豊川中事業所

河合 宏尚
 大井 敏功
 山口 敏二
 佐藤 幹弘
 小林 正彦
 井上 直己
 小澤 岩次
 赤川 一雄
 林 司
 鈴木 修
 岡田 育子
 彦坂 行典
 山口 修司
 土方 敏由
 北川 剛之

豊川東事業所

安藤 憲史
 田口 秀和
 市川 武志
 大須賀 正佳
 小林 真二
 豊田 真也
 岡本 武志
 山本 精一
 林 泉
 加藤 芳和
 鈴木 隆司
 村川 和弘
 松井 敏之
 山下 龍夫

豊川西事業所

寺部 享一
 寺部 守彦
 早川 信子
 細井 文雄
 大瀧 隆昭
 彦坂 明洋
 神谷 隆行
 清水 紀忠
 白井 信宏
 佐原 幸子
 山口 直宏
 村上 恵子
 城処 和夫
 宇佐美 佳三
 鈴木 泰
 伊藤 浩巳
 鈴木 秀司
 星川 邦雄

一宮事業所

今泉 教夫
 三石 恵里
 野澤 辰美
 牧野 文夫
 牧野 真吾
 竹田 真澄
 藤谷 公治
 近田 貴
 清水 幸子
 清水 由美子
 前田 昌義
 近田 義之

戸河里 長知
 今泉 秀哉
 今泉 京子
 林 浩明
 加藤 正雄
 福岡 弘益
 渡邊 宏隆
 大谷 佳伸
 山本 貴子
 内藤 賀大
 杉江 繁宏

音羽事業所

石田 知秀
 磯野 一則
 清水 喜茂
 別所 敬子
 稲葉 健仁
 近藤 秀之
 中村 敏明
 堀内 悦子
 大林 充始
 仲神 哲也
 平松 俊彦
 細井 節郎

御津事業所

大林 利光
 羽田野 圭見
 中西 昌幸
 平野 尋一
 中田 典秀
 山口 勝彦

石河 由行
 波多野 喜啓
 西脇 好次
 渡邊 宏修
 種井 務
 山口 喜代治
 山口 眞良
 尾藤 正芳
 石黒 政行
 山田 愛子
 竹本 良夫
 高橋 幸代
 市川 純夫
 岡田 安弘
 山本 幸弘
 山口 雅子

小坂井事業所

白井 心み代
 榊原 利男
 小林 孝雄
 舞田 訓子
 丸山 基成
 高橋 聖吏
 小澤 和文
 神谷 孝津
 酒井 俊明
 杉浦 孝彦
 中西 隆浩
 高田 幸夫
 及部 由紀
 藤島 則枝
 中村 直子

総代名簿

(任期 令和5年4月20日～令和8年4月19日)

(順不同敬称略)

豊川中事業所

田中 成江
尾藤 生子
井上 きよみ
井上 浩美
井上 直己
小澤 秀樹
小澤 岩次
赤川 一雄
中嶋 政余
石黒 哲立
岩瀬 義人
豊田 成志
山口 喜代子
酒井 ひろ子
林 司
富田 幸作
北川 長雄
山本 吉巳
津田 秀夫
河合 正仁
伊東 要
池田 文雄
足立 節子
小玉 久司
彦坂 行典
岡田 育子
小林 勝吉
若林 正昭
渡辺 博光
佐野 善朗
兵藤 宗司
鈴木 修
柴田 好久
宮田 憲司
河合 勲夫

藤田 幸治郎
河合 孝佳
伊藤 宏明
荻野 憲志
岩瀬 喜春
伊藤 京子
河合 淳子
河合 宏尚
宇野 智貴
上松 和雄
日恵野 照夫
大井 敏弘
古川 悦弘
山口 重徳
日恵野 恭子
日恵野 一代
大井 敏功
山口 敏二
山脇 稔弘
大竹 政久
山脇 敏男
井上 祐一
佐藤 幹弘
宮道 高元
佐藤 日出夫
小林 幸浩
山口 敏弥
山口 良久
寺西 正彦
小林 正彦
片岡 成敏
林 正泰
林 育代

佐々木 健弑
竹下 和博
山口 修司
佐野 賢子
細野 孝純
和田 武之
安藤 成克
長田 香代子
加藤 徳夫
加藤 良拓
土方 捷三
土方 敏由
平尾 利彦
北川 剛之
大井 高司
大井 和宏
長田 幸雄
鈴木 賀津雄
栗田 哲男
早川 昭明

豊川東事業所

安藤 憲史
荒井 英之
富田 泉
近田 直之
田口 秀和
小林 厚仁
辻村 照子
白井 豊富
辻村 武志
市川 武志
山田 晋
山田 京子

山田 政己
市川 隆
山本 敬
大須賀 正佳
小林 真二
大須賀 源博
中山 雅紳
中山 貴基
中山 収作
天野 広一
外山 久代
天野 孝彦
中山 峰子
豊田 真也
杉山 朝一
杉山 寿美子
鈴木 俊夫
鈴木 康仁
杉山 正昭
山本 雅史
齊藤 泰代
岡本 武志
岡本 三郎
岡本 克仁
福田 俊彦
福田 悦弘
山本 精一
山本 訓功
山本 通有
山本 泰久
林 泉
林 善子
桑野 秀伸
木下 和司
木下 淳

近藤 禎浩
 近藤 雅則
 近藤 勇介
 加藤 芳和
 北村 孝基
 加藤 明枝
 鈴木 隆司
 高橋 正子
 白井 俊子
 高橋 晴次
 井上 芳明
 近藤 一幸
 近藤 郁雄
 堀内 秀雄
 岩原 憲司
 岩原 仁作郎
 岩原 富志治
 小林 孝浩
 村川 和弘
 小野田 眞己
 山本 豊明
 鈴木 弓子
 松井 敏之
 松井 知子
 鳥山 孝子
 鳥山 均
 山下 龍夫
 竹本 英治
 中尾 益大
 木林 政夫
 山本 大
 山本 恭嗣

豊川西事業所

寺部 享一
 石原 みよ子
 柴田 さかえ
 榎田 秀生
 夏目 正人
 高橋 たづ代
 白井 時明
 若山 宣子
 寺部 みち子
 榎田 宏光
 早川 信行
 山田 卓司
 柳瀬 勝義
 寺部 守彦
 早川 信子
 曾田 敏明
 曾田 裕光
 曾田 昌代
 細井 文雄
 松野 義太郎
 山本 元春
 鈴木 勲
 伊藤 三津代
 尾浦 康典
 岡田 康雄
 鈴木 利和
 岡田 浩二
 鈴木 英男
 竹川 滋子
 鈴木 みきよ
 近田 章
 大瀧 典久
 彦坂 明洋

大瀧 隆昭
 神谷 隆行
 神谷 政次
 影山 秀子
 大竹 登美子
 中根 ちよ子
 浅田 尚宏
 藤井 俊博
 宇野 正隆
 山口 啓和
 中田 成紀
 清水 紀忠
 清水 紀代香
 大場 さゆみ
 大場 幸子
 小泉 欣一
 小泉 利朗
 白井 信宏
 山口 弘子
 佐原 幸子
 久世 孝文
 久世 敏之
 久世 正平
 佐竹 寿次
 白井 晃
 榎本 雅紀
 安藤 彩子
 岡本 佳宣
 伊藤 政芳
 伊藤 忠良
 平松 宏文
 伊藤 和雄
 平松 成文
 山口 直宏
 杉浦 俊之

夏山 千代
 村上 恵子
 鳥山 紀博
 鳥山 幸宏
 石黒 啓司
 城 処和夫
 小林 昌晴
 飛田 幹夫
 山口 陽子
 鬼頭 敬久
 鈴木 紀裕
 鈴木 泰
 太田 栄一
 織田 佳代子
 岡本 桂一
 宇佐美 佳三
 近藤 忠良
 角田 正子
 中西 勝人
 星野 則仁
 井上 和正
 林 きぬ子
 杉原 徹
 平松 やすみ
 佐野 高利
 佐野 和彦
 林 悠紀夫
 野本 尚久
 佐野 裕昭
 鈴木 未弘
 伊藤 浩巳
 鈴木 秀司
 伊藤 敏
 伊藤 貴子
 佐野 康彦

合野 照代
 鳥居 利作
 星川 幸子
 星川 邦雄
 大野 清久
 小島 哲雄
 星川 文一

長谷川 晃
 石黒 達士
 稲垣 重文
 藤谷 公治
 野澤 一本
 稲垣 孝一
 山本 芙佐江

清水 恵美子
 今泉 栄子
 近田 叔子
 近田 義之
 林 正敏
 藤本 嗣雄
 今泉 直維

小嶋 若子
 山本 みよし
 小嶋 昭男
 渡邊 宏隆
 小山 重明
 小山 民生
 鈴木 利幸

一宮事業所

桑原 厚
 藤原 正人
 船田 次郎
 三石 恵里
 今泉 教夫
 大高 章嘉
 権田 友雄
 白木 弘
 長谷川 英雄
 足木 繁雄
 足木 利次
 筒井 清
 野澤 辰美
 野沢 勝
 橋本 早弓
 原瀬 寛子
 牧野 文夫
 牧野 真吾
 牧野 力男
 三浦 茂久
 徳升 りき
 徳升 克臣
 松井 瑗
 牧野 敏章
 藤田 泰明

平岡 昌治
 佐久間 青成
 小野田 泰博
 佐久間 康文
 城所 匡代
 城所 良治
 竹田 真澄
 笹谷 卓也
 近田 貴
 中野 隆治
 中野 正晴
 高柳 順一
 大谷 正行
 権田 知三
 松倉 勝訓
 白井 邦彦
 松倉 敬明
 白井 隆義
 丸山 繁樹
 前田 昌義
 小林 秀雄
 前田 哲生
 小林 道夫
 加藤 徳男
 白井 和典
 渡邊 幸男
 清水 由美子
 清水 幸子

戸河里 長知
 三浦 英基
 三浦 昌俊
 磯谷 貢
 藤井 勝二
 久保田 幹夫
 林 浩明
 今泉 京子
 今泉 秀哉
 林 司郎
 森田 松男
 今泉 茂
 今泉 芳文
 中村 智友
 林 光正
 林 和英
 鈴木 幸男
 林 孝二
 鈴木 孝昌
 今泉 喜三夫
 田中 庸介
 加藤 正雄
 福岡 弘益
 山本 順司
 前原 光彦
 加藤 久男
 加藤 博

加藤 昌典
 長坂 満
 長坂 祐司
 大谷 佳伸
 大谷 由記子
 長坂 利子
 竹生 昭男
 竹生 榮夫
 竹生 浩二
 山本 貴子
 白井 正太郎
 白井 浩己
 内藤 賀大
 内藤 喜好
 杉江 繁宏
 杉江 信子
 近田 泰己
 近田 明宏
 岩瀬 すみ子
 山本 章
 山本 ちよ子

音羽事業所

河合 康治
 高橋 吉一
 倉橋 副志
 金澤 重人

二村 登
 鶴田 文雄
 石黒 和義
 箕 登 希義
 磯野 千司
 鈴木 友仁
 安藤 利明
 山本 芳郎
 石原 正子
 金澤 正之
 鈴木 信一
 清水 喜茂
 磯野 一則
 石田 知秀
 別所 敬子
 竹内 秀明
 前野 敏夫
 伊與田 宏
 石原 敏雄
 石原 幹也
 近藤 清典
 権田 金一
 大林 賢三
 小早川 勝
 仲田 昌弘
 岡田 敏昭
 堀内 立夫
 鈴木 雅則
 高田 真歳
 中村 敏明
 近藤 秀之
 稲葉 健仁
 堀内 悦子
 永谷 博
 大林 永男

伊藤 満美
 杉浦 康人
 大林 貞子
 榊原 啓子
 定盛 俊男
 鈴木 敏文
 伊藤 利和
 伊藤 勉
 細井 孝子
 細井 清美
 井戸田 能幸
 山口 勝
 今井田 耕一
 鈴木 晋示
 竹内 登志彦
 松田 幸廣
 細井 節郎
 大林 充始
 仲神 哲也
 平松 俊彦

御津事業所

大林 利光
 桑野 長文
 加藤 泰男
 山口 建治
 山口 隆央
 大林 義夫
 山口 光義
 葉野 正巳
 羽田野 圭見
 岡本 和房
 鈴木 良一
 小原 賢次

前田 安久
 荻野 英幸
 堀川 宏之
 堀川 直人
 中島 正行
 中田 典秀
 辻 孝易
 平野 尋一
 平野 喜美子
 鈴木 邦治
 平野 慶博
 山口 裕丈
 山口 勝彦
 松浦 彦夫
 中西 昌幸
 荻野 三郎
 中村 孝一
 榎本 知伯
 荻野 英助
 榊原 秀人
 石河 由行
 波多野 喜啓
 石黒 まさ子
 石黒 つる枝
 石黒 安子
 渡辺 淳子
 石黒 恵子
 石黒 正子
 西脇 好次
 萩原 敏光
 波多野 友弘
 波多野 律子
 萩原 政子
 鈴木 立三
 種井 文雄

種井 務
 坂本 益見
 渡邊 宏修
 種井 健司
 渡邊 安丹
 山口 喜代治
 山口 恵弘
 河原 良雄
 鈴木 一義
 下須賀 正一
 山口 眞良
 大須賀三代司
 大須賀 辰男
 大須賀 淳子
 尾藤 正芳
 石黒 政行
 上林 忠男
 今泉 淳
 伊藤 太市
 山田 愛子
 塩之谷 徹
 今泉 千保子
 渡邊 敏明
 大河原 一巳
 高橋 幸代
 大林 伸吉
 竹本 昌二
 竹本 眞美
 竹本 好文
 竹本 静夫
 竹本 恒夫
 竹本 良夫
 白井 隆夫
 市川 純夫
 竹内 あや子

岩瀬	充夫	清水	喜和	太田	光和
竹内	彪	山内	章裕	伊奈	達雄
岡田	安弘	高橋	宏幸	只野	安孝
大桑	貞幸	大林	靖子	井澤	清人
大桑	正子	鈴木	幸男	中西	みち子
山本	幸弘	丸山	浩史	舞田	訓子
安達	仁司	高橋	聖吏	坂部	京子
伊相	サワ子	中村	三枝子	坂口	八重子
平松	淑邦	神谷	邦子	藤島	則枝
平松	清一郎	辻	隆義	及部	由紀
		成田	暢仁	中村	直子

小坂井事業所

白井	心み代	石川	まさ子
坂川	広泰	神谷	甲一
舞田	攻	平松	真美
中村	匡克	藤枝	光俊
加藤	とみ子	神谷	富士男
倉橋	正佳	藤嶋	つた子
中尾	道代	酒井	俊明
深井	勇	長谷	啓史
足立	好則	神谷	保己
佐竹	浩志	太町	守
榊原	由明	中西	健一
小林	孝雄	今泉	忍み子
榊原	利男	杉浦	孝彦
足立	喜久	小林	利明
井澤	啓子	中西	隆浩
及部	成一	中西	隆基
柴田	辰夫	太田	忠雄
加藤	早苗	中西	保雄
中野	文夫	太田	正治
小澤	和文	中西	弘孝
丸山	基成	高田	幸夫
伊藤	和典	太田	義幸

JA綱領

—わたしたちJAのめざすもの—

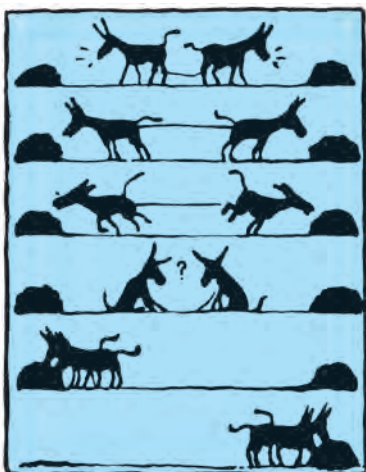
わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

COOPERATION!



「協同」とは……？

この絵は、
お互いがおいしいものにとびつこうとしました。
でも、行き先・心もバラバラ。
どうもうまくいきません。
心をあわせ、力をあわせ……。
ホラッ、ごらんのとおり——
《協同》とは、こういうことなのです。
力を心をあわせることの大切さを教えています。



JAひまわり

ひまわり農業協同組合

〒442-8517 豊川市諏訪1丁目1番地 TEL(0533)85-3171(代)